

助ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スペシ但シ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

**第十條** 本令ハ農林大臣ヨリ漁船運航技能者養成ノ爲補助金其ノ他ノ交付金ヲ受クル公共團體其ノ他ノ營利コ目的トセザル法人ニ對シ専ラ漁船ニ乗組ムベキ船舶運航技能者ノ養成ヲ命ズルコトニ關シテハ之ヲ適用セズ

**第十一條** 遷信大臣ガ漁業者タル漁船所有者ニ對シ第二條ノ命令ヲ爲サントスル場合及前條ノ公共團體其ノ他ノ法人ニ對シ前條ニ掲タル以外ノ船舶運航技能者ノ養成又ハ養成施設ニ關シ第二條ノ命令ヲ爲サントスル場合ニハ豫メ農林大臣ニ議スベシ

**第十二條** 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニアリテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、海務局長トアルハ朝鮮ニアリテハ朝鮮總督府遞信局長、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス（い）

#### 附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス

附　則（昭和十六年勅令第千五百五十二號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 四　國民勞務手帳法關係

## 國民勞務手帳法

(昭和十六年三月七日  
法律第四十八號)

第一條 本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者トシテ左ノ各號ノニ該當スル事業ニ使用セラルモノヲ謂フ

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業（電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
- 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
- 六 通信事業
- 七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第二條 從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス  
國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス

本法ニ定ムルモノノ外國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項へ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ヘ之ヲ提示スルヲ以テ足ル

何人ト雖モ前項ノ提出又ヘ提示ヲ爲サザル者ヲ從業者トシテ使用スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ヘ官吏及待遇官吏並ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テヘ之ヲ適用セズ

第四條 使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ提出シタル國民勞務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スペシ

使用者ハ從業者ヨリ請求アリタルトキヘ何時ニテモ其ノ者ヲシテ國民勞務手帳ヲ閱覽セシムベシ

第五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキヘ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スペシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ヘ此ノ限ニ在ラズ

使用者前項但書ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキヘ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提出スペシ

第六條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキヘ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキヘ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ヲ返還スペキヤ否ヲ裁定シ返還スペキ旨裁定シタルトキヘ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

第七條 前條ノ裁定又ヘ命令ニ不服アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキヘ地方長官ハ國民勞務手帳審査會ニ諮詢シテ國民勞務手帳ヲ返還スペキヤ否ヲ裁定シ返還スペキ旨裁定シタルトキヘ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

國民勞務手帳審査會ニ關スル規程ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 地方長官又ヘ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキヘ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者

又ヘ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ヘ返納ヲ命ズルコトヲ得

第九條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ之ヲ國民職業指導所長ニ報告スペシ

第十條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令

ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ヘ重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受クルコトヲ得ズ  
但シ國民勞務手帳毀損シ若ヘ亡失シタル場合、餘白ナキニ至リタル場合其ノ他命令ヲ以テ定  
ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ヘ國民職業指導所長又ヘ使用者ニ於テ國民勞務手  
帳ヲ保管スル場合ヲ除クノ外自ラ之ヲ保管スペシ

第十三條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勞務手帳ニ代  
ル證明書(以下證明書ト稱ス)ヲ交付スルコトヲ得  
證明書ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス

前二項ニ定ムルモノノ外證明書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 國民勞務手帳以外ノ手帳ニハ國民勞務手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五條 從業者、從業者タラントスル者又ヘ使用者ハ國民勞務手帳ニ關シ必要アルトキハ從  
業者又ヘ從業者タラントスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ヘ其ノ代理者ニ對シ無  
償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

從業者ハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル事項ニ關シ使用者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコト  
ヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ヘ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ヘ國民  
勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ出頭ヲ求メ又ヘ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得  
厚生大臣、地方長官又ヘ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條ニ  
掲グル事業ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ヘ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶  
セシムベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ヘ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第三條、第五條第一項又ヘ第十一條ノ規定ニ違反シタル者
  - 二 詐偽其ノ他ノ不正行為ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者
  - 三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル目的ヲ以テ交付シタル者
- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第四條、第五條第二項、第十條又ヘ第十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ提出又ヘ返納セザル者

三 第九條ノ規定ニ違反シ記載若ヘ報告ヲ怠リ又ヘ虛偽ノ記載若ヘ報告ヲ爲シタル者

四 第十六條第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ應ゼズ又ヘ報告ヲ怠リ若ヘ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

五

第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ヘ忌避シタル者

第十九條 使用者ヘ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條第一號又ヘ前條第一號乃至第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキヘ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第二十條 第十七條第一號又ヘ第十八條第一號乃至第四號ノ罰則ヘ使用者ガ法人ナルトキヘ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ヘ禁治產者ナルトキヘ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テヘ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 本法ヘ罰則ヲ除クノ外國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス國ノ事業ニ關シテヘ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 本法中使用者ニ關スル規定ヘ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテヘ工場主ニ、工場管理人アル場合ニ於テヘ工場管理人ニ、鑛業ニ在リテヘ鑛業權者ニ、鑛業代理人アル場合ニ於テヘ鑛業代理人ニ之ヲ適用ス

第二十三條 本法ノ適用ニ付テヘ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ヘ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス

#### 附 則

本法施行ノ期日ヘ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十六年六月十四日勅令第七百三號）ヲ以テ昭和十六年十月一日ヨリ施行、但シ同法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テヘ同年七月二十一日ヨリ施行

# 國民勞務手帳法施行令

(昭和十六年六月十四日勅令第7百44號)

六六六

改正 昭和十六年十二月八日勅令第千六十三號(い)昭和十七年十一月一日勅令第七百八十一號(ろ)

第一條 従業者タラントスル者へ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業スペキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

第二條 國民勞務手帳ニ記載スペキ事項左ノ如シ

- 一 氏名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本籍
- 四 居住ノ場所
- 五 兵役關係
- 六 學歷
- 七 職業ノ経歴
- 八 従事スル職業名

九 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所)

十 紙料又ヘ賃金ノ額

十一 國民職能力申告令(以下申告令ト稱ス)第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ同令ニ基ク技能程度

十二 申告令第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項

十三 申告令第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル検定、試験又ヘ免許ニ關スル事項

十四 勞働者年金保険法ニ依ル被保險者ニ在リテハ被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級

十五 其ノ他國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項

第三條 従業者使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ノ從業者トシテ使用セラル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ使用スル者ニ提示スルヲ以テ足ル

第四條 手帳法第三條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一一該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラル者

六六七

## 二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第五條 手帳法第三條第一項本文ノ規定ニ依リ提出スル國民勞務手帳ニヘ從前ノ使用者アリタル場合ニ於テヘ其ノ使用者ノ使用セザルニ至リタル旨ノ第十五條ノ規定ニ依ル記載、同法第三條第一項但書ノ規定ニ依リ提示スル國民勞務手帳ニヘ同時ニ他ノ使用者トシテ使用セラルモ異議ナキ旨ノ第七條第五項ノ規定ニ依ル記載アルコトヲ要ス

第六條 従業者ニシテ官吏若ヘ待遇官吏タルモノ又ヘ第四條各號ノ一一該當スルモノヘ遲滯ナク國民勞務手帳ヲ使用者(同條第一號ニ該當スル者ニ在リテヘ徵用ニ依ル使用者)ニ提出スベシ

第七條 使用者ヘ第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スル場合ヲ除クノ外其ノ者ヲ使用スル期間中國民勞務手帳ヲ保管スペシ

使用者從業者ヲ使用スル期間中ニ於テ從業者左ノ各號ノ一一該當スル場合ニ於テヘ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ一時返付スペシ

一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ

二 使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從事者トシテ使用セラレントスルトキ

## 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ノ一時返付ヲ受ケタル從業者徵用ヲ解除セラレ、第三條ノ規定ニ依ル國民勞務手帳ノ提示ヲ了リ又ヘ前項第三號ノ事由ナキニ至リタルトキヘ遲滯ナク國民勞手帳ヲ使用者ニ提出スベシ

使用者第二項第一號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキ又ヘ同項同號ニ該當スル事由ニ因リ一時返付シタル國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキヘ其ノ旨當該國民勞務手帳ニ記載スペシ

使用者第二項第二號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキヘ其ノ者ガ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨當該國民勞務手帳ニ記載スペシ

第八條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ又ヘ正當ナ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキヘ使用者ヘ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セザルコトヲ得但シ從業者左ノ各號ノ一一該當スルトキ又ヘ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキヘ此ノ限ニ在ラ

一 勞務調整令第一條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケ退職スルトキ又ヘ同令第四條若ヘ第七條第三號ノ規定ニ依ル認可若ヘ同令第六條但書ノ規定ニ基ク命令ニ依ル認可ヲ受ケ就職スルトキ（い）

二 就業規則又ヘ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集若ヘ召集セラレ又ヘ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタルトキ

四 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ

五 負傷、疾病又ヘ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ

六 其ノ他退職ニ付已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項第五號又ヘ第六號ノ事由ヘ手帳法第六條ノ規定ニ依ル國民職業指導所長ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依リ同法第七條ノ規定ニ依ル地方長官（東京府ニ在リテヘ警視總監以下同ジ）ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依ル（ろ）

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ從業者ノ退職シタル日又ヘ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ其ノ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國

民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ報告ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ亦同ジ使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ從業者ノ退職シタル日又ヘ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第九條 國民職業指導所長前條第四項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ從業者ノ退職シタル日又ヘ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ交付スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 手帳法第六條第一項ノ申立ハ從業者ノ退職シタル日又ヘ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、同法第七條第一項ノ申立ハ第三項ノ規定ニ依ル裁定書ノ交付又ヘ裁定ノ要旨ノ通知アリタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

地方長官又ヘ國民職業指導所長ニ於テ宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期限經過後ニ於テモ仍申立ヲ受理スルコトヲ得

手帳法第六條第二項及第七條第二項ノ裁定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲シ本人ニ交付シ併セテ其ノ要旨ヲ關係人ニ通知スベシ

第十一條 使用者ハ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

一 使用者手帳法第六條第二項又ハ第七條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ

二 國民勞務手帳ニ手帳法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ノ記載アルトキ三 國民勞務手帳ヲ檢閱セントスルトキ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

一 託偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

二 重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシメタルトキ  
四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

第十四條 使用者從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ

一 使用開始ノ旨  
二 從業者ノ從事スル職業名及申告令ニ基ク技能程度  
三 從業者ノ就業スル場所

第十五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十六條 使用者ハ從業者ニ關シ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一

號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲タル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スペシ

使用者ハ從業者ニ關シ第二條第十四號ニ掲タル事項ニ變更アリタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載スペシ

第十七條 前三條中報告ニ關スル規定ハ使用者ガ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十八條 使用者ハ從業者ニ對シ支給スル給料又ハ賃金ニ付左ニ掲タル事項ヲ第一號ニ掲タル事項ニ付テハ給料又ハ賃金ヲ支給シタル日ヨリ十四日以内ニ、第二號ニ掲タル事項ニ付テハ從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキ國民勞務手帳ニ記載スペシ

一 使用開始ノ際ノ給料月額又ハ其ノ直後ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額

二 使用セザルニ至リタル際ノ給料月額又ハ其ノ直前ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額

第十九條 前條ノ給料又ハ賃金ノ範圍及算定方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラザル場合ニ於テ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲タル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ其ノ就業地(職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スペシ

前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ニハ命令ノ定ムル様式ニ依リ之ヲ爲スペシ

第一項ノ規定ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル後國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケズシテ從業者タラザルニ至リタル者ニハ之ヲ適用セズ

第二十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第一條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ガ從業者タル場合ニ在リテハ使用者從業者共同シテ、從業者タラザル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民職業指導所長ニ報告スペシ報告ヲ爲シタル後ニ於テ申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

前項前段ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ

國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄ス  
タル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第二十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ從業者タリ  
シ場合ニ在リテハ使用者、從業者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ  
關係ニ在リタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ  
國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ就業地（職業ニ從事セザリシ者ナル場合ニ在リテ  
ハ從前ノ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第二十條第二項ノ規定ハ前項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第二十三條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ關スル第  
十四條、第十六條第一項、第二十條及第二十一條ノ規定ニ依ル報告ハ同條ノ規定ニ拘ラズ其  
ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

- 一 陸海軍ニ徵集若ヘ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタル者
- 二 手帳法施行地外ニ旅行中ノ者

三 法令ニ因リ拘禁中ノ者

四 負傷、疾病其ノ他ノ事由ニ因リ報告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第十五條、第十六條第二項及第十八條ノ規定ニ依ル記載ハ使用者第七條第二項ノ規定ニ依リ  
國民勞務手帳ヲ一時返付シタル場合ニ於テハ同條第三項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ  
受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

第二十四條 國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業地（職

業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ申請スベシ

國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者從業者タルトキハ前項ノ申請ハ其ノ使用者ヲ經由シ  
テ之ヲ爲スベシ

第二十五條 第十四條乃至第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定

ハ國民勞務手帳ヲ提示シタル從業者ヲ使用スル使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ從業者國家總動員法第

四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラル者ナルトキハ徵用前ノ使用者ノ使用關係ニ關シテ  
ハ之ヲ適用セズ

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國

民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付スルコトヲ得

一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタルトキ

二 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スペキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ其ノ者ガ從業者タルトキハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業スル場所ノ所在地ヲ以テ、從業者タラザルトキハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做シ就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

#### 附 則

本令中第二條第十四號及第十六條第二項ノ規定ハ勞働者年金保險法中被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級ニ關スル部分施行ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第一條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同十六年七月二十一日ヨリ之ヲ

#### 施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者(使用者一以上アルトキハ主タル使用者)ヲ經由シ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スペシ

前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スペシ但シ申告ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ從業者タル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

#### 附 則 (昭和十七年勅令第七百八十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 國民勞務手帳法施行規則

(昭和十六年六月十七日)  
厚生省令第二十四號

改正 厚生省令第三十四號(い)

第一條 國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)第一條ノ技術者及勞務者ハ別表ニ掲タルモノトス  
別表ニ掲タル技術者及勞務者ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除ク但シ第四號乃至第  
六號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
一 帝國臣民ニ非ザル者

二 女子

- 三 工場法施行令第一條各號ノ一つ事業ヲ營ム工場ニシテ工場法ノ適用ナキモノニ使用セラ  
ル者
- 四 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラル者
- 五 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラル者
- 六 日日雇入レ使用セラル者
- 七 臨時ニ土木、建築作業ニ從事スル者ニシテ之ヲ業トセザルモノ

第二條 國民勞務手帳ハ様式第一號ニ依ル

第三條 國民勞務手帳法施行令(以下施行令ト稱ス)第一條、同令附則第二項及昭和十六年勅令  
第七百五號附則第二項ノ申請ハ様式第二號ニ依リ之ヲ爲スペシ

前項ノ申請書ニハ最近一年以内ニ撮影シタル寫眞(名刺版、正面半身、脱帽、臺紙ナキモノ)  
ヲ添附スベシ

國民職業指導所長特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ申請書ニ手帳法第十五條ニ規定スル  
證明書又ヘ戸籍ノ抄本ノ添附ヲ求ムルコトヲ得

國民職業能力申告令ニ基ク職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラントスルトキハ  
第二項ニ規定スル寫眞ヲ其ノ就業スペキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該職業能  
力申告手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第四條 從業者第十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞ノ再貼附ヲ受ケントスル  
場合ニ於テハ使用者ヘ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スベシ

第五條 施行令第八條第三項及第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ様式第三號ニ依リ之ヲ爲スペシ

第六條 施行令第十八條ノ給料又ヘ賃金ノ範圍ハ給料、賃金、手當其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ  
從業者ヲ使用者ガ勞務ノ對償トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲

グルモノヲ除ク

一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

二 賞與

三 臨時ノ給與

給料又ヘ賃金ノ全部又ヘ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ノ算定ヘ賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七條 施行令第二十條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第四號ニ依リ之ヲ爲スペシ

第八條 施行令第二十一條第三項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スペシ

第九條 施行令第二十二條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第六號ニ依リ之ヲ爲スペシ

第十條 施行令第二十四條第一項ノ申請ハ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スペシ

國民勞務手帳毀損シ又ヘ餘白ナキニ至リタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申請書ニ其ノ國民勞務手帳ヲ添附スペシ

第三條第二項及第三項ノ規定ヘ第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ再交付申請ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

國民勞務手帳亡失シタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ國民勞務手帳ヲ發見シタルトキハ遲退ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞毀損シ又ヘ亡失シタルトキ其ノ他本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルトキハ從業者タル者ニ在リテヘ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ、從業者タラザル者ニ在リテヘ其ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ寫眞ノ再貼附ヲ受クベシ

第十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ様式第八號ニ依ル

第十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スペキ事項ハ施行令第二條第一號乃至第四號、第

八號乃至第十號、第十四號及第十五號ニ掲グル事項トス

第十四條 手帳法第十六條第三項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第九號ニ依ル

第十五條 國民勞務手帳法樺太施行令ノ規定ニ基キ樺太廳國民職業指導所長ヨリ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラントスルトキハ其ノ就業スペキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ樺太廳國民職業指導所長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閱ヲ受クベシ

前項ノ規定ニ依リ権太廳國民職業指導所長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ検閲ヲ受ケタル者ニ付テハ國民勞務手帳ノ交付アリタルモノトス

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ第三條第一項ノ申請ヲ爲サンントスル者ハ同條第一項ニ規定スル寫眞ヲ添附セザルコトヲ得但シ寫眞ヲ添附セザル場合ニ在リテハ昭和十八年九月三十日迄ニ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ提出シ國民勞務手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第三條第四項ノ規定ニ依ル寫眞ノ貼附ハ昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タラントスル者ニ付テハ昭和十八年九月三十日迄ニ之ヲ受クルヲ妨ゲズ

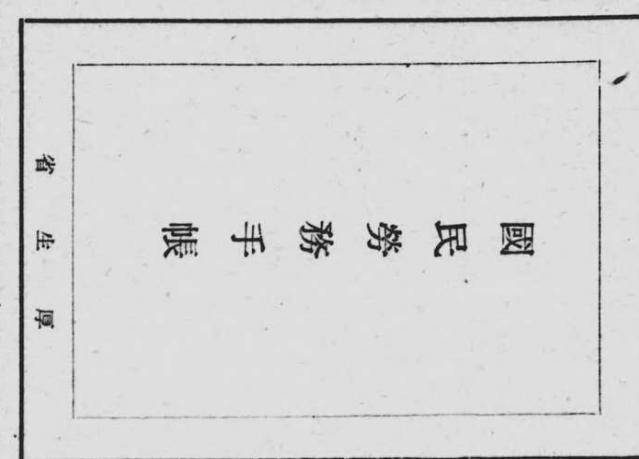
附 則（昭和十七年厚生省令第三四號）

本令ハ昭和十七年七月三十日ヨリ之ヲ施行ス

(表紙)

國 民 勞 務 手 帳

省 生 厚



(用紙ハ大判、國民労務手帳ハA4ナム)

(1)

大八六

氏名	出生年月日	學歷	兵役關係	兵種及等級	徵集年又役種	八任官年又	國民登録指	試定國民登錄、承認許

年月日							
(3)							

年月日交付

國民轉業指導所長印

(2)

(3)

業職ルス事從ニ現職業場	技術程度	職業名	職業名	期間	技能程度	作業內容	就業地名稱	就業場所
就業ノ職業場所	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
所在地	位又ノ身分	職業上	職業上	位又ノ身分	職業上	職業上	職業上	職業上
地	地	上	上	地	上	上	上	上
數年驗證	ヶ月	年現在職場所ニ現就業ノ	年始職業ニ從現就業ノ	ヶ月	年始職業ニ從現就業ノ	ヶ月	年始職業ニ從現就業ノ	ヶ月
経	月	就業場所ニ現就業ノ	就業場所ニ現就業ノ	月	就業場所ニ現就業ノ	月	就業場所ニ現就業ノ	月
容	内作業	内容	内容	内作業	内容	内作業	内容	内作業
所	所	所	所	所	所	所	所	所

(5)

(4)

大八七

—籍本及名氏—			
年月日	姓氏	名	姓氏
異動	氏名又ハ本籍	本人印	使用者(住所)印
年月日	學歷及之類	本人印	使用者(住所)印
異動	事項	本人印	使用者(住所)印
(6)			
一 氏名及本籍異動欄			

二 兵役關係異動欄

—兵役關係異動欄—			
年月日	兵役關係	本人印	使用者(住所)印
異動	年月日	居住場所	本人印
居住場所	居住場所	本人印	使用者(住所)印
(7)			
四 居住場所異動欄			

—所場ノ住居—

—項事ニ及歴學—

—所場ノ住居—			
年月日	居住場所	本人印	使用者(住所)印
異動	居住場所	本人印	使用者(住所)印
居住場所	居住場所	本人印	使用者(住所)印
(8)			
三 學歷及之類ニ及歴學			

(9)

**— 所場ノ業就 —**

年月日		使用開始又 就業ノ場所		用ノ旨 別欄記入ス トコト		解用開始又 又ハ解用	

(13)

年月日		被保険者臺帳ノ記號及番號		被保険者年金保険開保事項欄		六 職業名及技能程度欄	

(17)

**— 保 金 年 者 勤 勞 —**

年月日		被保険者年金保険開保事項欄		八 勤労者年金保険開保事項欄		六 職業名及技能程度欄	

(25)

**— 保 金 年 者 勤 勞 —**

年月日		八 勤労者年金保険開保事項欄		七 給 料 及 貨 金 欄		五 就業ノ場所欄	

(21)

**— 金 貨 及 料 給 —**

年月日		八 勤労者年金保険開保事項欄		七 給 料 及 貨 金 欄		五 就業ノ場所欄	

(25)

九 其ノ他ノ事項欄		
年月日	記載事項	本人印 使用者(住所)印 指定機関印

(29)

一〇 補充欄		
年月日	記載事項	本人印 使用者(住所)印 指定機関印

(11)

## 注 意

一、此の手帳は國民労務手帳法第一條の從業者として就業し又は同法の規定による報告をするのに必要なものである。

二、此の手帳は他人に貸與又は譲渡してはならぬ。

三、此の手帳は重ねて交付を受ける事が出来ないので大切に保管しなければならぬ。萬一毀損し、亡失し又は餘白なきに至つた場合には國民職業指導所長に所定の手續をして再交付を受くることが出来る。但し毀損し餘白なきに至つた場合には此の手帳を添へて手續しなければならぬ。

四、左の場合には其の事項を此の手帳の所定欄に記入して報告しなければならぬ。

(イ) 従業者を使用するに至つた場合

(ロ) 手帳記載の事項(給料、賃金又は労働者年金保険關係の事項を除く)に異動を生じた場合

五、従業者を使用する者は左に掲ぐる事項を此の手帳の所定欄に記入しなければならぬ。

(イ) 使用を開始し又は使用を終了したる場合に於ける給料又は賃金

(ロ) 労働者年金保険法に依る被保險者の資格に關する事項

六、手帳には法令の規定に依り記入すべき事項以外の事項を記入してはならぬ。

七、記入方法

(イ) 年月日は例へば昭和一六、一〇、二二の如く記入すること。

(ロ) 氏名には振假名を附すること。

(ハ) 本籍の記事は、例へば愛媛縣松山市新町二丁目三二ノ一の如く記入すること。

(ニ) 居住の場所の記事は、例へば東京市荏原区平塚八丁目一八二の二吉田明方の如く記入すること。

(ホ) 學歴及之に類する事項欄には、學歴及國民登録指定の技能者養成施設、検定、試験、免許を例へば何々青年學校(本科)(昭和一六年三月卒)東京機械工養成所仕上科(昭和一五年修了)電氣事業主任技術者第二種(昭和一八年)の如く記入すること。

(ヘ) 職業名は國民労務手帳法施行規則別表に掲ぐる職業名を例へば旋盤工と記入すること。

(ト) 作業内容は例へば旋盤工ならば英式六呂旋盤ヲ使用シ主トシテナツク作業ニ從事スと記入すること。

(チ) 技能程度は國民職業能力申告令施行規則別表技能程度申告標準に依りその等級を記入すること。

(リ) 使用者は從業者を使用するに至つた場合には例へば次の如く記入すること。

#### 五 就業ノ場所欄

年	月	日	使用開始又 ハ解用ノ旨	就業ノ場所(所在地、名稱)	本人印	使用者(住所、氏名)印	國民職業 指導所印
昭和一六、一〇、一			使用開始	四丁目五八〇 東京市澁谷區千駄ヶ谷	(田中)	四丁目五八〇 東京市澁谷區千駄ヶ谷	(田中)
				久保田 培接所	(田中)	久保田 培接所	(田中)

#### 六 職業名及技能程度

年	月	日	職業名	作業内容	技能程度	本人印	使用者(住所、氏名)印	國民職業 指導所印
昭和一六、一〇、一			熔接工	ガスニ依ル銅板(厚物) ノ熔接	級 (田中)	四丁目五八〇 東京市澁谷區千駄ヶ谷	(田中)	(田中)
				久保田 良助		久保田 良助		

(ヌ) 使用者は從業者が現職の儘徴用せられたるときは應徵、又現職の儘徴用せられたるもののが徴用解除せられ復歸した場合には徴用解除復歸と「九 其ノ他ノ事項欄」に各記入すること。

(ル) 使用者が從業者に同時に他の使用者に使用せられるも差支へなき旨の同意を與へて手帳を一時返付する場合に於ては「九 其ノ他ノ事項欄」に何々工場ニ同時使用同意と記入すること。

(ヲ) 使用者は從業者を使用せざるに至つたときは「五 就業ノ場所欄」に使用開始のときに做ひ解用と記入すること。

#### 八、左の様な場合には處罰せられるから注意すること。

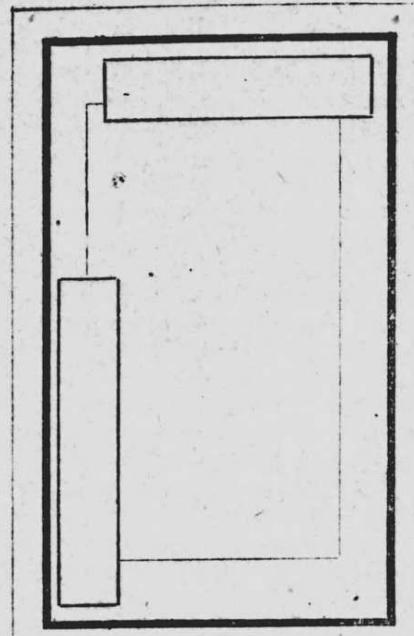
- (イ) 此の手帳がなくて就職した場合又は此の手帳のないものを使用した場合
- (ロ) 二重に手帳の交付を受けたり詐偽其の他の不正行為に依り手帳の交付を受けた場合
- (ハ) 此の手帳を他人に貸與したり又は譲渡した場合
- (ミ) 使用者が從業者を使用せざるに至つた時に故なくして手帳を返還しなかつた場合
- (ホ) 法令で定められた事項の記入又は報告を怠つた場合
- (ヘ) 手帳に法令で定められた事項以外の勝手な事項を記入した場合

様式第二號(用紙ノ大サハ國定規格B5トス)

國民労務手帳交付申請書(貰取入心場ラヨリ記入セガルコト)印

氏名及 姓		年 月 日	出生 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
印													
市都市部 町番地 年 月 日生		市都市部 町番地 年 月 日生		市都市部 町番地 年 月 日生		市都市部 町番地 年 月 日生		市都市部 町番地 年 月 日生		市都市部 町番地 年 月 日生		市都市部 町番地 年 月 日生	
方 年 月 日生		方 年 月 日生		方 年 月 日生		方 年 月 日生		方 年 月 日生		方 年 月 日生		方 年 月 日生	
印		印		印		印		印		印		印	
其 他													

(表)



就業者登録		就業場所登録		就業年月日登録		就業内容登録		就業時間登録		就業料金登録		就業者登録		就業場所登録		就業年月日登録		就業内容登録		就業時間登録		就業料金登録	
就業者登録	就業場所登録	就業年月日登録	就業内容登録	就業時間登録	就業料金登録	就業者登録	就業場所登録	就業年月日登録	就業内容登録	就業時間登録	就業料金登録	就業者登録	就業場所登録	就業年月日登録	就業内容登録	就業時間登録	就業料金登録	就業者登録	就業場所登録	就業年月日登録	就業内容登録	就業時間登録	就業料金登録

様式第三號甲（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

## 從業者解用報告

就業場所	就業者名	所在地	解用年月日	從業者ノ氏名	生年月日	職業名	國民勞務手帳記號	番號	手帳返済否	手帳ヲ返還セザルトキハ其理由
計	人									

右解用ノ旨國民勞務手帳法施行令第十五條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ記入致置候

年 月 日

## 使用者住所

氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)印

國民職業指導所長宛

備考 一國民勞務手帳ヲ返還シタル從業者ト返還セザル從業者トハ各別紙ニ括記入スルコト

様式第三號乙（用紙ノ大サハ國定規格B<sub>5</sub>トス）

國民勞務手帳返還報告

從業者ノ就業 シタル場所	所 在 地	名 稱	國民勞務手帳 記號、番號	手 帳 返 還 ノ 理 由
年 月 日	使 用 者	住 所	氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)	
計		人		

年 月 日

使 用 者

住 所

氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)

國民職業指導所長宛

備考 一本様式ニ依ル報告ハ使用者様式第三號甲ニ依ル從業者解用報告ヲナシタル後從業者ニ國民勞務

手帳ヲ返還シタルトキニ爲スペキモノトス

様式第四號（用紙ノ大サハ國定規格B<sub>5</sub>トス）

國民勞務手帳記載事項ノ異動報告

就業ノ場所	居住ノ場所	職業名及 籍	記號、番號	國民勞務手帳記載事項ノ異動報告		
				名稱	所在地	年 月 日
國民勞務手帳ヲ保管スル使用 者ノ住居手帳ヲ保管スル使用 者ノ姓氏名(法人ニ在リテハ 代表者氏名)及代用者ニ在リテ 表す氏名)	國民勞務手帳ヲ保管スル使用 者ノ姓氏名(法人ニ在リテハ 代表者氏名)及代用者ニ在リテ 表す氏名)	國民勞務手帳ヲ保管スル使用 者ノ姓氏名(法人ニ在リテハ 代表者氏名)及代用者ニ在リテ 表す氏名)	國民勞務手帳ヲ保管スル使用 者ノ姓氏名(法人ニ在リテハ 代表者氏名)及代用者ニ在リテ 表す氏名)	國民勞務手帳ヲ保管スル使用 者ノ姓氏名(法人ニ在リテハ 代表者氏名)及代用者ニ在リテ 表す氏名)	國民勞務手帳ヲ保管スル使用 者ノ姓氏名(法人ニ在リテハ 代表者氏名)及代用者ニ在リテ 表す氏名)	
異動事項	異動ノ年月日	異動	記事	年 月 日	年 月 日	
年 月 日	住 所	國民職業指導所長宛	氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)	年 月 日	年 月 日	

年 月 日

住 所

國民職業指導所長宛

名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)

備考 一本様式ニ依ル報告ハ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル爲手帳  
ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザル場合ニ爲スペキモノトス  
二國民勞務手帳ノ記號、番號不明ノトキハ手帳ノ交付ヲ受ケタル國氏職業指導所名及年月ヲ同欄  
三異動事項欄ニハ例ヘバ住所ノ異動報告ノ場合ニハ住所ト記入スルコト

## 様式第五號（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

國民職業能力申告令第十一條該當ニ關スル報告

記號、番號		國民手帳ノ裁記		國民手帳ノ裁記	
本籍	年月日	氏名	年月日	本籍	年月日
就業ノ場所	居住ノ場所	就業ノ場所	居住ノ場所	就業ノ場所	居住ノ場所
職業名及 名業職	居住ノ場所	職業名及 名業職	居住ノ場所	職業名及 名業職	居住ノ場所
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
名稱	名稱	名稱	名稱	名稱	名稱

國民手帳ノ保管スル使用  
者ノ氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名

申告令第十一條ニ該當  
セザルニ至リタル事由

申告令第十一條ニ該當  
セザルニ至リタル年月日

申告令第十一條ニ該當  
セザルニ至リタル年月日

申告令第十一條ニ該當  
セザルニ至リタル年月日

年

月

日

使用者氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)

住住所

氏

住住所

名印

備考

一本様式ニ依ル報告ハ國民勞務手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スベキ場合ニ於テ前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル爲手帳ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザルトキニ爲スマノトス

## 様式第六號（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ死亡報告

國民勞務手帳ノ交換

國民職業指導所長

死者ノ記載ノ欄		記號、番號		國民手帳ノ記載ノ欄	
本籍	氏名	本籍	氏名	本籍	氏名
就業ノ場所	居住ノ場所	就業ノ場所	居住ノ場所	就業ノ場所	居住ノ場所
職業名及 名業職	居住ノ場所	職業名及 名業職	居住ノ場所	職業名及 名業職	居住ノ場所
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
名稱	所在地	名稱	所在地	名稱	所在地

國民勞務手帳ヲ保管スル使用  
者ノ氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名

申告令第十一條ニ該當  
セザルニ至リタル年月日

死亡年月日

年

月

日

住 所

報告義務者 氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)

國民職業指導所長宛

一本様式ニ依ル報告ハ國民勞務手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スベキ場合ニ於テ前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル爲手帳ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザルトキニ爲スマノトス

備考

從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル爲手帳ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザルトキニ爲スマノトス

報告義務者 氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)

七〇三

様式第七號（用紙ノ大サハ國定規格B5トス）

國民勞務手帳再交付申請書

七〇四

記號、番號	元記			ノアノ國民勞務手帳 國民勞務手帳受ケタル 國民勞務手帳受ケタル 國民勞務手帳受ケタル	
氏名	本籍	居住ノ場所	就業ノ場所		
再交付申請ノ理由 其ノ他参考ト ナルベキ事項				年月日	年月日
職業名及 就業ノ場所	職業	所在地	所在地	年月日	年月日
名稱		名稱	名稱	出生年月日	出生年月日

右國民勞務手帳再交付相成度此段及申請候也

經由使用者 氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表氏名）  
住所 所在地  
再交付申請者 氏名

**備考**  
一本申請書ニハ申請前一年内ニ撮影シタル寫真（名刺版、正面半身、脱帽、裸紙ナキモノ）一葉ヲ添附スルコト  
二國民勞務手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ再交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ國民勞務手帳ヲ添加スルコト  
三四國民勞務手帳亡失シルニ因リ再交付ヲ受ケントスルトキハ再交付申請ノ理由欄ニ其ノ事由ノ詳細ト年月日ヲ記入スルコト  
從業若トシテノ場合ニハ再交付申請若ガ從業者ナル場合ニアリテハ現在職業名及就業ノ場所ヲ、從業者タリシ者ニアリテハ  
從業後ノ職業及就業ノ場所ヲ記入スルコト

様式第八號（用紙ノ大サハ國定規格A6トス）

國民勞務手帳二代ル證明書

番號	氏名	年月日生
本籍	村町大字	年月
居住ノ場所	區町	番地
就業ノ場所	方	

本證明書ハ 年月日マヂ前記ノ就業ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ限り有效トス  
左ノ場合ニハ本證明書ノ交付ヲ受ケタル者ハ直ニ本證明書ヲ返納スベシ  
一國民勞務手帳ノ交付ヲ受クルトキ  
二前記ノ就業ノ場所ニ於テ就業セザルニ至リタルトキ  
三本證明書ノ有效期間超過シタルトキ

年月日

國民職業指導所長印

七〇五

## (面裏)

職業名	就業場所	使用開始			年月日			使用開始ノ 又ハ賃料	本人印	使用者印
		年	月	日	年	月	日			
異動欄	異動記事	年	月	日	年	月	日	本人印	使用者印	
労働者年金保険ニ關する事項	解雇用	年	月	日	解用ノ際ノ給料又ハ賃金			使用者印		
	摘要									

使用者ハ本證明書ヲ保管シテ本欄所定ノ事項ヲ記入シ且氏名、本籍、居住ノ場所及職業名ニ異動アリタルトキハ其ノ旨異動欄ニ記入シ置キ解用ノ際本人ニ返還スルモノトス

(表)面

(用紙ノ大半ハ國定規格A4トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折トス)  
様式第九號

第  
號官  
職厚生省、職  
府縣又ハ國  
民職業指導  
所印

名

年  
月  
日交付

國民勞務手帳法第十條  
 国民指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者ニ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告  
 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ附検査セシムル場合  
 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認  
 帳簿ノ交付ヲ受ケタル者ニ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告  
 國民勞務手帳法第十條  
 厚生大臣地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認  
 務業ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシム  
 ムルトキハ當該官吏ヲシテ附検査セシムル場合  
 國民勞務手帳法第十條左ノ各款ノ一ニ該當スル者ハ五  
 百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス  
 拒ミ妨ヌ又ハ忌避シタル者  
 國民勞務手帳法施行規則第四條手帳法第十六條第三項  
 /規定ニ依ル證票ハ様式第九號ニ依ル

(別表) 國民勞務手帳法第一條ノ技術者及勞務者

一 鐵山技術者	採炭、選炭、採鐵、選鐵、採油又Har探鐵ニ關スル技術ニ從事シ又Har其ノ指導監督ニ從事スルモノ
二 治金技術者	金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又Har其ノ指導監督ニ從事スルモノ
三 機械技術者	陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鐵山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
四 電氣技術者	電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又Har發變電若Har送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
五 電氣通信技術者	有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又Har取扱

ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

六 航空機技術者  
航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ（航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク）

七 造船技術者  
造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

八 化學技術者  
有機化學、無氣化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

九 烟業技術者  
セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ烟業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

一 食料品技術者  
二 從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

二 製糖、製粉、罐詰、冷凍又ハ其ノ他ノ飲食料品嗜好品ノ製造加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

三 酸酵法ニ依ル酒類飲料、アセトン、アルコール等ノ製造ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

四 紡績技術者  
製絲、紡績、織布等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

五 染色技術者  
織物、皮革等ノ染色、漂白、精鍊等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

六 建築技術者  
建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

七 特殊技術者  
紡織工業ノ織美技術者、化學工業及鱗業ノ林業技術者又ハ印刷、被服製造、身ノ廻り品製造、人造板製造ノ工業ノ技術者ニシテ第一號乃至第一六號ニ屬セザルモノ

八 航空機搭乗員  
航空士、航空機操縦士、航空機機關士タルモノ

九 氣象技術者  
氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

一 探炭夫  
石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑽ノ作業ニ從事スルモノ（手掘夫、發破保夫及鑿岩夫ヲ含ム）

二 坑內運炭夫  
炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルモノ（坑

内ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク)

炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ

四 機械選炭夫

五 採 鐵 夫

六 鐵山支柱夫

七 坑内運鐵夫

八 機械選鐵夫

九 石油鐵夫

一〇 鐵業作業夫

一一 土石採取夫

一二 製 銀 工

一三 製 銅 工

一四 非鐵金屬製鍊工

一五 金屬製鍊工

一六 非金屬製鍊工

一七 製 圖 手

一八 現 圖 工

一九 金屬熔融工

二〇 採 爐 工

二一 壓延伸張工

二二 鑄 物 工

二三 鍛 工

鐵山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ

鐵山坑内ニ於テ主トシテ鐵物ノ運搬作業ニ從事スルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ)除外)

鐵山ニ於テ機械ニ依ル鐵物ノ選別作業ニ從事スルモノ(大割夫ヲ含ム)

石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルモノ

採炭、選炭、採鐵、選鐵、採油又ハ探鐵ノ作業ニ從事スルモノニシテ

(一)乃至(九)ニ属セザルモノ

岩石、砂利、陶土等ノ土石ノ採取作業(露天採掘作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

(イ) 製 鍊 作 業 者

一 銀鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ從事スルモノ

鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

非鐵金屬ノ濕式製鍊乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

金屬ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

硫黃、砒素等非金屬ノ精鍊作業ニ從事スルモノ

(ロ) 製 圖 、現 圖 作 業 者

製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ從事スルモノ

(ハ) 金屬材料ノ製造加工作業者

鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ從事スルモノ

金屬加熱爐ノ操作ニ從事スルモノ

金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬

ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ從事スルモノ

鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ從

事スルモノ

鍛冶又ハ鍛造ノ作業(アレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具

工

工

二四 热處理工

金屬ノ燒入、燒純、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ從事スルモノ

二五 摘線工

金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

二六 剪断工

剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ從事スルモノ

二七 金屬加工工

金属材料ノ製造加工作業ニ從事スルモノニシテ(一九乃至二六)ニ屬セザルモノ

(二) 機械器具ノ製作作業者

二八 署書工

普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、堅旋盤、専門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

二九 旋盤工

タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三〇 タレット工

中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三一 中グリ工

研盤盤、ラツブ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三二 研磨工

研盤盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三三 ボール盤工

ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三四 平削工

平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三五 形削工

形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三六 フライス工

フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三七 齒切工

齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三八 特殊機械工

特殊機械ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノニシテ(二八乃至三七)ニ属

三九 非金屬機械工

非金屬機械ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノニシテ(二八乃至三七)ニ属

四〇 鋼木工

コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ從事スルモノ  
ハベークライト等木材以外ノ非金屬ノ加工作業ニ從事スルモノ  
造船ニ於テ現圖木型ニ依ル署書又ハ鋼材ノ現場取付組立ノ作業ニ從事スルモノ(船臺大工ヲ含ム)

四一 挖鐵工

船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)  
鉄焼、當盤、鉄打等ノ鉄鋸作業ニ從事スルモノ

四二 塗隙工

主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ從事スルモノ(アリ

## キ職及銅打物職(合ム)

四五 金屬プレス工

四六 銅

四七 配管工

四八 製罐工

主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ  
主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ從事スルモノ

金屬管ノ加工取付作業ニ從事スルモノ(鉛工ヲ含ム)

汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ從事スル

モノ

電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ撓切ノ作業ニ從事スルモノ

鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ從事スルモノニシテシテ(四〇)乃至(四九)

ニ屬モザルモノ

五一 金屬彫刻工

五二 光學ガラス工

五三 目盛工

五四 針金細工

五六 卷線工

五七 絶緣工

五八 電池工

五九 真空管類排氣工

六〇 水晶工

六一 義肢工

六二 綱具工

六三 機器製作工

六四 工具仕上工

六五 電線被覆工

六六 金屬被覆工

六七 金屬被覆工

六八 金屬被覆工

六九 金屬被覆工

七〇 金屬被覆工

七一 金屬被覆工

七二 金屬被覆工

七三 金屬被覆工

七四 金屬被覆工

電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ  
電線又ハ電纜ノ被覆、銅葉又ハ被鉛ノ作業ニ從事スルモノ

電氣装置及器具ノ絕緣被覆作業ニ從事スルモノ

手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ

從事スルモノ

金屬製ノ網、綱等製造ノ作業ニ從事スルモノ  
電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ  
白熱電球、放電燈、真空管、エツクス線又ハ管其ノ他各種真空管類ノ  
排氣作業ニ從事スルモノ

電氣通信機用水晶ノ作業ニ從事スルモノ

義肢ノ皮部製作及仕上組立作業ニ從事スルモノ

帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取付ノ作業(錨及鎖ノ取

付作業ニ含ム)ニ從事スルモノ

機械器具製作ノ作業ニ從事スルモノニシテ(五一)乃至(六二)ニ屬モザル

モノ

(ホ) 機械器具ノ仕上、組立、修繕作業者

切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類  
(度量衡法ニ依ラザルモノ)、木チ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鍛、  
鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

六五 仕上工  
六六 電機組立工

主トシテ鍼、ダガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業（簡単ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ  
電動機其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

六七 電氣通信機  
六八 精密組立工

度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器（時計ヲ含ム）、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ  
電機信用器械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

七〇 航空機組立工  
七一 自動車工

原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ  
航空機ノ仕上、組立、艤裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ  
自動車ノ仕上、組立、艤裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

七二 艤裝工  
七三 硫酸工

艦船ノ艤裝作業ニ從事スルモノ  
硫酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

七四 鹽酸工  
七五 硝酸工

鹽酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ  
硝酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

七六 ソーダ工  
七七 カーバイド工

炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ  
カーバイド製造用電氣爐ノ操作ニ從事スルモノ

七八 慣縮ガス工  
七八 工業藥品工

水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ慣縮ガスノ製造作業（原料ガス發生作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ  
工業藥品製造ノ化學工程ニ從事スルモノニシテ（七三乃至七八ニ屬セザルモノ）

八〇 アルミナ製造工  
八一 人造研磨材

アルミナ製造ノ化學工程（水晶石製造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ（アルミニウム精錬ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク）  
カーボランダム、アランダム又ハ其ノ他ノ人造研磨材人造砥石ノ製造工程ニ從事スルモノ（旋盤ニ依ル仕上工ヲ除ク）

八二 人造肥料工  
八三 人造肥料工

硫酸、石灰、窒素、カリ肥料等ノ人造肥料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

八三 硝化綿工  
八四 火薬工

硝化綿製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

火薬類又ハ火工兵器ノ製造作業ニ從事スルモノ（マツチ製造作業ニ從事スルモノヲ除外）

八五 火薬工  
八六 染料工

火薬ノ火薬又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ從事スルモノ

染料製造工場ニ於テタル染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

八七 順料塗料工  
八八 合成アソニア工

順料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルモノ

合成法ニ依ルアンモニヤ製造ノ化學工程（原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

八九 油脂工  
九〇 石炭乾潤工

動植物油指ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルモノ

石炭乾潤ニ依ル石炭ガス、コーケス又ハタルノ製造作業（石炭ノ低溫乾潤作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

九一 タール分溜工  
九二 人造石油工

タール分溜、精製ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロールナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルモノ  
人造石油製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

九三 石油工

石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルモノ

九四 ガス發生爐工

發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルモノ

九五 合成ゴム工

ゴム合成ノ作業ニ從事スルモノ

九六 ゴム工

ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業（再生ゴム製造作業ヲ含ム）又ハ

タイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルモノ

九七 セルロイド工

セルロイド、錯酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

九八 人造レジン工

ペークライト其ノ他合成樹脂ノ原料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

九九 バルブ工

製紙用又ハ人絹用ノバルブ製造作業ニ從事スルモノ

一〇〇 製紙工

紙料製造又ハ厚紙抄造ノ作業ニ從事スルモノ

一〇一 人絹工

人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

一〇二 電極工

炭素電極ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇三 化學電爐工

化學製品製造用電氣爐（カーバイト製造用電氣ヲ除外）ノ操作ニ從事スルモノ

一〇四 寫眞化學工

ファイルム、乾板、印畫紙又ハ現像藥其ノ他ノ寫眞用品製造ノ化學工程

ニ從事スルモノ

一〇五 化學品製造工

化學製品ノ製造工程ニ從事スルモノシテ(八〇)乃至(一〇四ニ屬セザルモノ

一〇六 烟業原料工

陶磁器、煉瓦、モメント又ハガラス等ノ原料ノ粉碎、精製、調合又ハ

一〇七 成型工

釉薬ノ調製等ノ作業ニ從事スルモノ

一〇八 施釉工

陶磁器、煉瓦等ノ手成型、プレス成型又ハ型打等ノ作業ニ從事スルモノ(旋盤ニ依ルモノヲ除ク)

一〇九 焼成工

陶磁器、煉瓦、モメント又ハガラス等ノ原料ノ粉碎、精製、調合又ハ

一一〇 ルツボ工

金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ從事スルモノ

一一一 ガラス熔融工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一一二 ガラス吹工

壠、管又ハ球ノ手吹若ハ機械吹作業ニ從事スルモノ(冷シ工ヲ含ム)

一一三 板ガラス製造工

引上法又ハ圓筒法等ニ依ル板ガラス製造ノ作業ニ從事スルモノ(冷シ工ヲ含ム)

一一四 型物ガラス工

機械又ハ押型ニ依ル型物ガラス、壠等ノ製造ノ作業ニ從事スルモノ

(冷シ工ヲ含ム)

一二五 ガラス銀引工

鏡、反射鏡等ガラスノ銀引作業ニ從事スルモノ

一二六 特殊ガラス工

光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特

一二七 ガラス加工工

殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

一二八 石綿工

ガラス、カットガラス又ハ強化ガラス等ガラスノ加工又ハ細工ニ從

事スルモノ

一二九 保溫工

石綿ノ紡織又ハ保溫材スレート等石綿製品製造ノ作業ニ從事スルモノ

一三〇 烟業工

保溫材取附作業ニ從事スルモノ

(チ) 紡織品、被服身裝品製造作業者

一三一 起毛剪毛工

織物ノ起毛作業又ハ剪毛作業ニ從事スルモノ

一三二 フエルト工

フエルト(フエルト帽體ヲ含ム)製造ニ於テ洗毛、開毛又ハ縮絨又ハ壓

搾ノ作業ニ從事スルモノ

一三三 精練漂白工

手ニ依ル捺染、引染又ハ浸染ノ作業ニ從事スルモノ(染物職ヲ除ク)

一三四 浸染工

手ニ依ル捺染、引染又ハ浸染ノ作業ニ從事スルモノ(染物職ヲ除ク)

## 一二五 機械捺染工

機械ニヨル捺染ニ於テ縫合セ、糊拔、捺染、蒸熱又ハ水洗ノ作業ニ從事スルモノ

## 一二六 編組工

レース綱、メリヤス編又ハ組紐等ニ於テ絲巻、編立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ

## 一二七 洗濯工

洗張、湯熨斗又ハ洗濯ノ作業ニ從事スルモノ

## 一二八 製綱工

纖維製ノ綱(薬製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

## 一二九 製網工

纖維製ノ網(薬製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

## 一三〇 布縫工

帆布、翼布、各種テント又ハ軍用被服身裝品ノ製造ニ於ケル裁斷、縫製加工ノ作業ニ從事スルモノ

## 一三一 紡織品製造工

紡織品又ハ被服身裝品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ(二)乃至(三〇)ニ屬セザルモノ

## (リ)印刷、紙製品製造作業者

文撰、植字又ハ解版ノ作業ニ從事スルモノ

活字ノ鑄造作業ニ從事スルモノ

活字ノ鑄造、凹版、回版、平版(石版、オフセツト版、グラビヤ版)又ハ

紙型取リ、凸版、凹版、平版(石版、オフセツト版、グラビヤ版)又ハ

寫眞版等印刷原版ノ製造作業ニ從事スルモノ

## 一三二 文撰、植字工

文撰、植字又ハ解版ノ作業ニ從事スルモノ

## 一三三 活字鑄造工

活字ノ鑄造作業ニ從事スルモノ

## 一三四 製版、紙型工

紙型取リ、凸版、回版、平版(石版、オフセツト版、グラビヤ版)又ハ

## 一三五 印刷工

印刷作業ニ從事スルモノ(印刷機械ノ運轉ニ從事スル者ヲ除ク)

## 一三六 特殊寫眞工

工業用寫眞、水中寫眞、航空寫眞、活動寫眞又ハ高速度寫眞ノ撮影、現像若ハ焼付ノ作業ニ從事スルモノ

## 一三七 製本工

製本作業ニ從事スルモノ

## 一三八 製印刷、紙製品工

印刷又ハ紙製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ(三)乃至(三七)ニ屬セザルモノ

## (ヌ)皮革、骨、羽毛品類製造業者

皮革、雜糞、鞄又ハ靴等ノ皮革品ノ製造ニ於テ機械ニ依ル裁縫、縫製

加工ノ作業ニ從事スルモノ

革製馬鞍又ハ馬具ノ組立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ

皮革、骨、羽毛類製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ(三九)及(四〇)ニ

屬セザルモノ

## (ル)木製品製造業者

機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルモノ

バルブ製造ニ於テ皮剝、切斷又ハ碎木ノ作業ニ從事スルモノ

合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

## 一四二 製材工

機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルモノ

## 一四三 調木工

パルプ製造ニ於テ皮剝、切斷又ハ碎木ノ作業ニ從事スルモノ

## 一四四 合板工

合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

## 一四五 人造板製造工

一四六 コルク加工工

各種テツクス類製造ノ作業ニ從事スルモノ  
コルク板、壠栓等ノ製造ニ於テ粉碎、調合、壓搾ノ作業ニ從事スルモノ

## 一四七 木工

一四八 建具指物工

一四九 木型工

一五〇 雜貨木型工

一五一 造船工

一五二 車大工

一五三 木製品工

一五六 葉子パン製造工

一五四 精穀工

一五五 製粉工

一五七 製糖工

一五八 調味、醤油、酢工

一五九 酒類製造工

一六〇 清涼飲料製造工

一六一 料品製造工

一六二 煙草製造工

一六三 製氷冷凍工

一六四 食品製造工

一六五 通信電路工

一六六 通信電機工

艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業（墨附工作業ヲ含ム）ニ作業スルモノ  
建具、指物ノ製造作業ニ從事スルモノ

帽子木型、足袋木型又ハ陶器木型等ノ製造作業ニ從事スルモノ  
鑄物用木型ノ製造作業ニ從事スルモノ

帽子木型、足袋木型又ハ陶器木型等ノ製造作業ニ從事スルモノ  
木造船ノ建造作業（短艇製造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

荷車等木造車ノ製造作業ニ從事スルモノ

木製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ（一四三乃至一五二ニ屬セザルモノ）  
(ワ) 飲食料品、嗜好品製造業者

米、麥等穀類ノ粧搗、搗精又ハ選別ノ精穀作業ニ從事スルモノ

小麥粉、片栗粉又ハ晒稻等製造ニ於ケル原料選別、粉碎、水晒又ハ乾燥ノ作業ニ從事スルモノ

菓子又ハパンノ製造作業ニ從事スルモノ

砂糖製造ニ於テ甘蔗又ハ甜菜ノ裁断、壓搾、滲出、蒸發、分密又ハ精製ノ作業ニ從事スルモノ

味噌、醬油又ハ酢ノ醸造作業ニ從事スルモノ

味噌、醬油又ハ酢ノ醸造作業ニ從事スルモノ

清酒、燒酎又ハ味淋等ノ和酒若ハ麥酒、葡萄酒、白酒又ハ混成酒等ノ酒類製造作業ニ從事スルモノ（杜氏ヲ含ム）

サイダー、ラムネ又ハシロップ等清涼飲料ノ製造作業ニ從事スルモノ  
罐詰、壠詰食料品製造ニ於テ容器ノ洗滌、原料詰メ、加熱殺菌又ハ密封等ノ作業ニ從事スルモノ

煙草ノ製造作業ニ從事スルモノ

製氷又ハ冷凍ノ作業ニ從事スルモノ

飲食料品又ハ嗜好品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ（一五四乃至一六三ニ

屬セザルモノ）  
(ワ) 電氣ニ關スル作業  
電氣通信電線路（空中線ヲ含ム）ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業  
ニ從事スルモノ

電氣信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ從事スルモノ  
一六五 通信電路工  
一六六 通信電機工

## 一六七 電力電路工

電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルモノ

## 一六八 電力電機工

(カ) 實驗、試験、検査作業者  
金属材料ノ物理的試験作業ニ從事スルモノ

## 一六九 金屬試験工

## 一七〇 實驗工

機械検査工  
機械検査工

一七一 機械検査工  
一七二 レンズ検査工  
一七三 試運轉工  
一七四 分析工  
一七五 檢査工

陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄造用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルモノ

レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルモノ  
原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルモノ  
化學分析作業ニ從事スルモノ

各種製品ノ検査又ハ選別作業ニ從事スルモノニシテ(一九六乃至(一七四ニ屬セザルモノ)

## 一七六 企劃手

(ヨ) 其ノ他ノ作業者  
作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ從事スルモノ

## 一七七 記錄工

庶務、計理、工務、勞務等ニ關スル記錄事務圖面ノ出納並ニ整理及保存、タイプライターニ依ル印字作業ニ從事スルモノ

## 一七八 機械運轉工

原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ作業ニ從事スルモノ

## 一七九 起重機運轉工

起重機ノ運轉ニ從事スルモノ  
メツキ、ポンデライト、パークライディング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ從事スルモノ

## 一八〇 メツキ工

塗料ニ依ル塗装、吹附又ハ焼附ノ作業ニ從事スルモノ

## 一八一 塗裝工

職工ニシテ(二乃至(一八ニ屬セザルモノ)

## 一八二 雜職工

塗料ニ依ル塗装、吹附又ハ焼附ノ作業ニ從事スルモノ

## 一八三 家屋大工

家庭建築ニ於ケル大工作業ニ從事スルモノ

## 一八四 堂宮大工

堂宮建築ニ於ケル大工作業ニ從事スルモノ

## 一八五 左官工

セメント塗、モルタル塗又ハ漆喰塗等ノ左官作業ニ從事スルモノ

## 一八六 石工

石工作業ニ從事スルモノ

## 一八七 蔑職

足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所ニ於ケル取附工事等ノ蔚仕事ニ從事スルモノ

屋根職作業ニ從事スルモノ

## 一八八 屋根職

熔鐵爐、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用其ノ他ノ工業用爐窯又ハ汽罐  
煉瓦積部分ノ築造又ハ修業ノ作業ニ從事スルモノ

## 一八九 築爐工

一九〇 鐵筋、鐵網工  
一九一 潛水夫  
一九二 土木建築作業者  
一九三 蒸汽機關車士  
一九四 內燃機關車士  
一九五 電車運轉士  
一九六 自動車運轉手  
一九七 運輸運轉諸手  
一九八 保線夫  
一九九 航空機整備員  
二〇〇 漁船運轉手  
二〇一 船舶諸手  
二〇二 沖仲仕  
二〇三 荷扱運搬夫  
二從事スルモノ

潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルモノ  
煉瓦積、タイル張ノ作業、セメント品製造又ハコンクリート工事ノ爲  
木枠ノ組立、コンクリート練り又ハ注込み等ノ作業、道路ノ修築工事  
アスファルト鋪装作業其ノ他土木建築ノ作業ニ從事スルモノニシテ  
(一八三乃至一九一ニ屬セザルモノ)

## 三 作業、運輸、運搬者

蒸汽機關車ノ運轉ニ從事スルモノ(助手ヲ含ム)  
内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ從事スルモノ

ノ(助手ヲ含ム)

電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ從事スルモノ

自動車ノ運轉ニ從事スルモノ

腳手、連結手、轉轍手、踏切警手、制動手、列車手、炭水手、清淨手

等列車ノ編成、運轉ノ豫備又ハ保安作業ニ從事スルモノ

線路、建設物ノ保守又ハ施工ノ作業ニ從事スルモノ(線路工夫ヲ含ム)

飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、

裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事

スルモノ

發動機ヲ有スル總噸數二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縱又ハ運轉ニ  
從事スルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スルモノヲ除ク)

總噸數五噸未満又ハ積石數五十石未満ノ船舶(端舟及櫓櫂ヲ以テ運轉  
スル船ヲ含ミ漁船ヲ除ク)ノ操縱又ハ運轉ニ從事スルモノ

船舶ヨリ又ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸作業ニ從事スルモノ

貨物ノ庫出し、庫入レ、積卸、運搬、配達荷捌キ、検量、荷造ノ作業  
ニ從事スルモノ

二〇四 交通運輸運搬  
作業者

交通、運輸又ハ運搬ノ諸作業ニ從事スルモノニモテ（一九三乃至二〇三ニ屬）  
セザルモノ

二五 通信作業者

有線電信通信士

無線電信通信士

二六 遅信集配員

郵便物ノ集配又ハ電報配達ノ業務ニ從事スルモノ

二七 気象観測手

汽罐士、裝蹄師、

三八 汽罐士

三九 裝蹄師

二〇、氣象手

汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ從事スルモノ

裝蹄ノ作業ニ從事スルモノ

氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルモノ

國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ  
國ノ事業ニ關スル特例ノ件

（昭和十六年六月十四日  
勅令第七百五號）

第一條 官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ニシテ從業者を使用スルモノ（以下事業官廳ト稱ス）其ノ使用スル從業者（以下官廳從業者ト稱ス）ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳法施行令（以下施行令ト稱ス）第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ同條第三項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スペシ通知ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ亦同ジ

第二條 事業官廳施行令第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ同條第四項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スペシ第三條 官廳從業者タリシ者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ其ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從前ノ事業官廳ノ所轄官衙（事業官廳ガ陸海軍ノ部隊又ハ

ハ學校ナル場合ニ於テヘ陸軍大臣又ヘ海軍大臣ノ定ムル官衙トシ其ノ他ノ場合ニ於テ所轄官衙ナキトキヘ事業官廳トス）ニ其旨申立ツルコトヲ得

國民勞務手帳法第六條及第七條ノ規定ヘ國ノ事業ニ關シテヘ之ヲ適用セズ

第四條 事業官廳ヘ官廳從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ヘザルトキヘ事由ヲ具シ施行令第十一條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スペシ

第五條 施行令第十二條第二號又ヘ第三號ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ヘ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキヘ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ國民勞務手帳ノ送付ヲ求ムルコトヲ得

第六條 地方長官又ヘ國民職業指導所長施行令第十三條ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルトキヘ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スペシ

第七條 事業官廳從業者ノ使用ヲ開始シタルトキヘ施行令第十四條各號ニ掲グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スペシ

第八條 事業官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキヘ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第十五條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ引續キ他ノ事業官廳ノ官廳從業者タルトキヘ當該事業官廳ニ國民勞務手帳ノ保管ヲ移シ、官廳從業者タラザルトキヘ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ返還スペシ

前項ノ場合ニ於テヘ事業官廳ヘ官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スペシ

第九條 事業官廳ヘ官廳從業者ニ關シ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ヘ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキヘ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同令第十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ十四日以内（第十二條ノ規定ニ依ル報告アルモノニ付テヘ報告アリタル日ヨリ十四日以内）ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スペシ

第十條 官廳從業者ニシテ國民職業能力申告ニ依リ申告シ居ル要申告者タルモノ（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキヘ事業官廳ヘ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第二十一條ノ規定ニ拘ラズ第二項ノ規定ニ依ル報告アリ

タル日ヨリ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スペシ通知ヲ爲シタル後ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

官廳從業者前項ノ場合ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ又ヘ該當セザルニ至リタルトキヘ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スペシ

第十一條 事業官廳へ官廳從業者死亡シタルトキヘ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ施行令第二十二條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スペシ

第十二條 官廳從業者へ施行令第二條第一號、第三號乃第六號、第十二號、第十三號又ヘ第十五號ニ掲タル事項ニ變更アリタルトキヘ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スペシ

第十三條 厚生大臣、地方長官又ヘ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキヘ國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ宣廳從業者ニ關シ通知ヲ求ムルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ヘ國民職業指導所長國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ出頭ヲ求メ又ヘ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルトキヘ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スペシ

## シ

第十四條 國民勞務手帳法第十六條第二項及第三項ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテヘ之ヲ適用セズ

## 附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テヘ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ官廳從業者クルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後官廳從業者タラントスルモノヘ施行令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ事業官廳ヲ經由シ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スペシ

前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ施行令第二條第一號、第三號乃至第九號又ヘ第十一號乃至第十三號ニ掲タル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ事業官廳ヲ經由シテ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スペシ但シ國民能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ヘ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルトキヘ此ノ限ニ在ラズ

# 國民勞務手帳法施行令第八條第一項ノ事業指定

(昭和十六年十月一日  
厚生省告示第四百二十八號)

改正 昭和十七年一月八日厚生省告示第七號(イ)

## 一 鐵業及砂鐵業

### 二 土石採取業中左ニ掲タル事業

- (一) アルミニウム原鐵採取業
- (二) 石灰、耐火材原材料(珪石、ドロマイト及鱗石ヲ含ム)及石綿採取業
- (三) 融石、珪藻土及雲母採取業

### 三 金屬工業中左ニ掲タル事業

- (一) 金屬精鍊業及材料品製造業
- (二) 鑄物業(機械用鑄物製造業ニ限ル)
- (三) 其ノ他ノ金屬工業ニシテ左ノ各號ノ一二該當スルモノ
  - (イ) 鏈鎖製造業
  - (ロ) ベネ製造業

### (ハ) 鋼索製造業

### (ニ) ボルト、ナット、座金及鉄製造業

### (ホ) 釘類製造業

### (ヘ) 金屬板製品(ドラム罐及五ガロン用ブリキ罐ニ限ル)製造業

### (ト) 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業

### (チ) 蹄鐵及蹄釘製造業

### (リ) 火造(鍛冶)業

### (ヌ) 熔接業

### (ル) 造幣業

## 四 機械器具工業中左ニ掲タル事業

### (一) 原動機類製造業

### (二) 電氣機械器具類製造業

### (三) 電線及電纜製造業

### (四) 電池製造業

### (五) 工作機械器具製造業

- (六) 採鐵、選鐵及精鍊用機械器具製造業
- (七) 化學工業用機械器具(特殊灌水機ヲ含ム)製造業
- (八) ガス發生裝置製造業
- (九) 鑄造機製造業
- (一〇) 鐵道車輛製造業
- (一一) 自動車製造業
- (一二) 船舶製造業
- (一三) 航空機及航空機部分品製造業
- (一四) 運搬機械製造業
- (一五) ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- (一六) 農業用機械器具製造業
- (一七) 計測器類製造業ニシテ左ノ各號ノ一一該當スルモノ
  - (イ) 度量衡器製造業
  - (ロ) 電氣計器製造業
  - (ハ) 計壓器類製造業
- (二) 測量用機械器具(製圖用機械器具ヲ含ム)製造業
- (ホ) 試驗及檢查用機械器具製造業
- (八) 學術及醫療機械器具製造業
- (九) 光學機械器具(寫真機類ヲ除ク)製造業
- (一〇) 照明用機械器具(探照燈及照明燈ニ限ル)製造業
- (一一) 銃砲、彈丸及兵器類製造業
- (一二) 其ノ他ノ機械器具工業ニシテ左ノ各號ノ一一該當スルモノ
  - (イ) 辨及コツク製造業
  - (ロ) 軸受製造業
  - (ハ) 齒車製造業
  - (ニ) ベルト車、車輪及車軸製造業
  - (ホ) 義肢製造業
- 五 化學工業中左ニ掲タル事業
  - (一) 製藥業
  - (二) 工業藥品製造業

## (三) 製鹽業(い)

## (四) 染料及中間物(天然染料及硫化染料ヲ除ク)製造業

## (五) 塗料製造業

(六) 顔料(カーボンプラツク、アセチリンプラツク、硫酸バリウム、リトボン、チタン白及ベンガラニ  
限ル)製造業

## (七) 発火物(煙火ヲ除ク)製造業

## (八) 鎌物油製造業

## (九) 植物油脂製造業

## (十) 動物油脂製造業

## (十一) 加工油製造業

## (十二) ゴム製品類製造業(再生ゴム製造加工業ヲ含ム)

## (十三) パルプ製造業

## (十四) 製紙業

## (十五) 化學纖維製造業

## (十六) 肥料製造業

## (十七) 皮革製造業

## (十八) 其ノ他ノ化學工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

## (イ) 人造レジン素地及製品製造業

## (ロ) バルカナイズドファイバー製造業

## (ハ) フイルム及乾板類製造業

## (ニ) タンニン製造業

## (ホ) ゼラチン製造業

## (ヘ) 殺蟲劑及防腐劑(農業藥劑ニ限ル)製造業

## (ト) 研磨材料及研磨用品製造業

## (チ) 炭素製品製造業

## (リ) コークス製造業

## (ヌ) 人造ゴム製造業

## (ル) 化學兵器及活性炭製造業

(ヲ) アセチルセルローズ及ペンドルセルローズ製造業  
窯業及土石加工業中左ニ掲グル事業

- (二) 電氣用、醫療用、耐酸耐熱用陶磁器製品製造業  
 (三) 光學ガラス、安全ガラス、石英ガラス及電氣用、醫療用、耐酸耐熱用ガラス製品製造業  
 (三) セメント製造業  
 (四) 耐火煉瓦及耐火物製造業  
 (五) 石灰製造業  
 (六) 石綿製品(パッキング用ニ限ル)製造業  
 七 紡織工業中左ニ掲タル事業  
 (一) 紡績業  
 (二) 染色及整理業(紋染業、起毛業、沈張洗濯業及機械ニ依ラザル捺染業ヲ除ク)  
 八 製材及木製品工業中製材及合板業  
 九 其ノ他ノ工業中左ニ掲タル事業  
 (一) 兑換銀行券、郵券及官報類印刷業  
 (二) 皮革製品製造業中馬具及ベルト製造業  
 (三) 醫療材料品製造業  
 十 ガス業及電氣業

- 十一 連輸業中左ニ掲タル事業  
 (一) 鐵道及軌道業  
 (二) 乘合自動車運輸業  
 (三) 貨物自動車運送業  
 (四) 航空輸送業  
 (五) 小運送業(小運送業法ニ依ル小運送業以外ノ事業ヲ除ク)  
 (六) 船舶荷役業
- 十二 通信事業

十三 陸軍若ハ海軍ノ作業廳又ハ工場事業場管理令ニ依リ國ノ管理スル工場事業場ニ於テ行フ艦船兵器其ノ他ノ軍需品ノ造修、保管、補給又ハ輸送ニ關スル事業

## 國民勞務手帳法第八條第一項ノ從業者指定

(昭和十六年十月一日  
厚生省告示第四百二十九號)

引續キ一月以上同一ノ使用者ニ使用セラルル從業者但シ紡織工業ニ付テハ機械運轉工、精練漂白工、機械浸染工、機械捺染工、金屬彫刻工、電力電機工、電力電路工及汽罐士ニ限ル

### 國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程

(昭和十六年七月二十一日  
厚生省訓令第九號)

改正 昭和十六年十月十六日厚生省訓令第二十一號(い) 昭和十七年七月十日同第一三  
號(ろ)昭和十七年九月一日同第一六號(は)

#### 第一章 總則

第一條 本規程ニ於テ用フル法令ノ略稱左ノ如シ

法 令 略 称

國民勞務手帳法

手帳法

國民勞務手帳法施行令

手帳法施行令

國民勞務手帳法施行規則

手帳法施行規則

國民職業能力申告令

申告令

國民職業能力申告令施行規則

申告令施行規則

第二條 國民勞務手帳及國民登錄ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ國民勞務手帳及國民職業能力

ノ申告又ハ検査ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ事務取扱上過誤ナキヲ期スベシ

第三條 職員ハ手帳法又ハ申告令ノ適用ヲ受クル者等ヲシテ苟モ法令ニ違反スルガ如キ行爲ナ

カラシムル爲常ニ必要ナル查察指導ヲ怠ルベカラズ

第四條 職員ハ國民勞務手帳及國民登錄ニ關スル事務ニ付知リ得タル事項ヲ漏洩スペカラズ仍  
登錄カード、諸帳簿、諸統計表ヘ秘ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スペシ

第五條 職員ハ使用者、從業者又ハ申告義務者等ト應接スル場合ハ特ニ懇切ヲ旨トスペシ

第六條 使用者、從業者又ハ申告義務者等ニ對スル通知、照會、揭示其ノ他ノ文書ヘ成可ク平  
易ナル文體ヲ用ヒ必要アルトキハ振假名ヲ施シ又ハ註釋ヲ加フル等適宜ノ方法ヲ講ジ記載事  
項ヲ諒解スルニ便ナラシムベシ

第七條 國民勞務手帳ノ交付申請及其ノ他ノ申請又ハ諸報告、諸申告ニシテ其ノ記載事項ニ輕  
微ナル誤謬アル場合ニ於テ其ノ誤謬ガ直ニ訂正シ得ベキモノナルトキハ便宜之ヲ訂正シ受理  
スペシ

第八條 國民勞務手帳ノ所持ハ從業者ノ使用及就業ノ要件ナルヲ以テ國民勞務手帳ノ交付又ハ  
再交付ハ慎重適確ヲ期スルト共ニ出來得ル限り迅速ニ處理スペシ

第九條 手帳法ノ適用ニ付テハ申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申  
告手帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做サルルヲ以テ職業能力申告手帳ヲ所持スル者ニ對シ重ネテ  
セザル様注意スペシ

#### 國民勞務手帳ヲ交付セザル様注意スペシ

第十條 要申告者（申告令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付手帳法施行令ノ規定ニ依ル  
報告又ハ昭和十六年勅令第七百五號（國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ  
關スル特例ノ件）ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ申告令ノ規定ニ依ル申告又ハ申告令施行  
規則ノ規定ニ依ル報告若ハ申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ申告ノ特例ニ關スル件  
ニ依ル通知アリタルモノト看做サルルヲ以テ同一事項ニ付重ネテ申告、報告又ハ通知ヲ受理  
セザル様注意スペシ

### 第二章 國民勞務手帳

#### 第一款 國民勞務手帳ノ交付申請

第十一條 國民勞務手帳ノ交付申請アリタルトキハ申請書記載事項及國民勞務手帳ノ交付ヲ受  
ケントスル者ガ既ニ國民勞務手帳又ハ職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ非ザルヤ否ヤ  
ヲ仔細ニ審査シ記載事項ニ誤謬等ナク且國申勞務手帳ヲ交付スルモ差支ナシト認メタルトキ  
ハ申請書ニ検印ヲ押捺シ之ヲ受理スペシ記載事項ニ記載漏、不明ノ個所又ハ甚シキ誤記アル  
トキハ申請書ヲ一應返戻シテ再提出ヲ求メ、汚損シタル申請書ハ之ヲ淨寫シ其ノ旨備考欄ニ

記載シ且汚損シタル申請書ハ別ニ之ヲ一括保管スベシ

申請書ニ添附シタル寫真ハ第十七條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ作成交付スルニ至ル迄申請書ニ之ヲ一括保管シ散逸セザル様注意スベシ

第十二條 國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ本人ナリヤ否ヤニ疑アルトキヘ其ノ本人ナルコトヲ宣言セシムベシ

第十三條 手帳法施行規則第三條第三項及第十條第三項ノ規定ニ依ル手帳法第十五條ノ證明書又ハ戸籍抄本ノ添附ノ要求ハ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ヲ受ケントスル者ノ身分ニ關シ特ニ必要アル場合ニ限リ文書ヲ以テ之ヲ爲スペシ

第十四條 申請書ハ其ノ儘登録カードシテ之ヲ保管スベシ

第十五條 登録カード見出部各欄ニハ左記要領ニ依リ所定事項ヲ記入スベシ

一 記號番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字及各國民職業指導所毎ニ受付順ニ依リ國民登錄ノ登錄カードト共通シタル通シ番號(毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト)ヲ附スルコト

例 東京國民職業指導所

(16) 一〇〇二九

二 職業名欄「現」ニハ從業者ノ現ニ從事スル職業名(手帳法施行規則別表ニ掲グル職業名)ヲ

記入スルコト

三 技能程度欄「申」ニハ從業者ノ現ニ從事スル職業ノ技能程度(手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ニ付申告令ニ基ク技能程度)ヲ記入スルコト

四 氏名欄ニハ申請書ノ氏名ヲ記入スルコト

五 出生欄ニハ申請書ノ出生ノ年月日ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」、「大正」ハ「大」、「昭和」ハ「昭」ト略記スルコト

六 中央管理所報告年月日欄ニハ第三十九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル年月日ヲ記入スルコト

第十六條 登録カードハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル現職者及前歴者(國民登錄ノ現職者及前歴者ヲ含ム)ニ付左ノ區別及順位ニ依リ之ヲカード函ニ格納スベシ但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル者ノ登録カードハ別ニ之ヲ一括保管スベシ

一 就業ノ場所ニ基キ左ノ如ク區別スルコト

(一) 官廳

(1) 事業官廳(各官廳別)

(2) 其ノ他ノ官廳(各官廳別)

(3) 公共團體(現職者ニ限ル)

(3) 管理工場(現職者ニ限ル)

#### (4) 民間

(1) 手帳法適用工場、事業場(現職者ニ限ル)

(2) 手帳法非適用工場、事業場(現職者ニ限ル)

(5) 其ノ他(官廳ニ配列セラルモノ以外ノ前歴者ノ全部)

二 現職者(現ニ手帳法施行規則別表ニ掲タル職業ニ從事スル者)ハ左ノ如ク配列スルコト

現職者ヲ從業者ト非從業者トニ區別スルコト

(一) 就業場別ニ就業場所在地(郡、市、區)毎ニ配列スルコト

(二) 就業場ノ頭字ノ五十音順ニ配列スルコト

(三) 手帳法施行規則別表ニ掲タル職業別ノ順位ニ配列スルコト

(四) 技術者ニ付テハ大學卒、専門學校卒、工業學校卒及其ノ他ノ者ノ順、申告令ニ基キ

技能程度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ等級別ニ配列スルコト

(5) 年齢別ニ配列スルコト

(6) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

(7) 自營業者(一就業場ニ於テ業主タル現職者一名ナル場合)ハ被用者ト區別シ就業場所在地別、職業別及氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

三 前歴者(手帳法施行規則別表ニ掲タル職業ノ前歴ヲ有スル者ニシテ現ニ其ノ職業ニ從事セザルモノ)ハ左ノ如ク配列スルコト

手帳法施行規則別表ニ掲タル職業ノ前歴ヲ有スル者ニシテ現ニ其ノ職業ニ從事スルモノハ現職者ニ含メルコト

(一) 居住地(郡、市、區)別ニ配列スルコト

(二) 手帳法施行規則別表ニ掲タル職業別ノ順位ニ配列スルコト

(三) 技術者ニ付テハ大學卒、専門學校卒、工業學校卒及其ノ他ノ者ノ順、申告令ニ基キ

技能程度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ等級別ニ配列スルコト

(四) 年齢別ニ配列スルコト

(五) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

## 第二款 國民勞務手帳ノ交付及再交付

第十七條 國民勞務手帳ノ交付申請書ヲ受理シタルトキハ左ニ依リ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ作成シ之ヲ交付スペシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱及登錄カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入シ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケントスル者ノ氏名ヲ明記スルコト

二 登錄カードニ基キ所定ノ事項ヲ記入スルコト

三 申請書ニ添附シタル寫眞ヲ所定ノ欄ニ貼附シ國民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スルコト

四 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第十八條 國民勞務手帳再交付ノ申請アリタルトキハ之ヲ仔細ニ審査シ其ノ申請ガ所定ノ要件ヲ具備シ再交付ヲ爲スベキモノト認メタルトキハ左ニ依リ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ作成シ之ヲ交付スペシ

一 裏表紙所定ノ欄ノ記入ハ前條第一號ニ依ルコト

二 登錄カードニ基キ所定ノ事項(異動欄ノ事項ヲ含ム)ヲ記入スルコト

三 申請書ニ添附シタル寫眞ヲ所定ノ欄ニ貼附シ國民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スルコト

四 再交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

五 裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト

六 登錄カードノ備考欄ニ國民勞務手帳再交付ノ旨及其ノ年月日ヲ記入スルコト

七 毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタル國民勞務手帳ハ其ノ表紙ニ「無效」印ヲ押捺シ之ヲ一括保管スルコト

職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケ居ル者ヨリ職業能力申告手帳再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ者ガ從業者又ハ從業者タリシ者ナルトキハ國民勞務手帳ヲ交付スペシ

第十九條 國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞毀損シ、亡失シ又ハ本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルニ因リ之ガ再貼附ノ申請アリタル場合ニ於ケル取扱ハ第十七條第三號ニ依ルノ外國民勞務手帳補充欄ニ寫眞再貼附ノ旨ヲ記入シ當該欄及申請書ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印スペシ

手帳法施行規則第三條第四項ノ規定ニ依リ職業能力申告手帳ニ寫眞ノ貼附ヲ受クベキ旨ノ申

請アリタルトキハ職業能力申告手帳末尾ノ頁ニ之ヲ貼附シ國民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スベシ

第二十條 第二十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタル者ニ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ヲ爲サントスルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ返納セシメタル上手帳法施行令第二條第五號、第六號及第十一號乃至十三號ニ掲グル事項ニ異動ナキヤ否ヤヲ確メ異動アルトキハ當該事項ヲ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シ其ノ事項及第二十三條第二項ノ規定ニ依リ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル事項ヲ國民勞務手帳ニ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、之ヲ交付スベシ

### 第三款 國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付

第二十一條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ左ノ場合ニ之ヲ交付スベシ

- 一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請書ヲ受理シタル場合ニ於テ其ノ者ガ臨時短期間就業スルモノト認メラルル場合國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ニ依リ一時就業セシムルヲルノ暇ナキトキ

- 二 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請書ヲ受理シタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ交付スベシ

### 適當ト認メタルトキ

三 國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議ノ申立アリタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ從業者タリシ者ニ返還スペキモノト認メラルル場合國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ニ依リ一時就業セシムルヲ適當ト認メタルトキ

國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付セントスルトキハ第十一條又ハ第十八條ニ依リ其ノ申請ヲ仔細ニ審査シ證明書ヲ交付スルモ差支ナシト認メタル場合ニ限リ之ヲ爲スベシ

### 第二十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ左ニ依リ之ヲ作成スベシ

- 一 登錄カード同一ナル年數字及番號ヲ記入スルコト
- 二 登錄カードニ基キ所定ノ事項ヲ記入スルコト
- 三 就業セントスル場所(所在地及名稱)ヲ記入スルコト
- 四 有效期限ハ一月以内ニ於テ之ヲ定メ期限ヲ記入スルコト但シ前條第二號ニ依リ交付スル國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ付テハ必要アルトキハ三月以内ノ期限ヲ附スルモ差支ナキコト

五 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第二十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタルトキ又ハ其ノ返納ヲ受ケタルトキハ附表様式第一號ノ交付簿ニ所定ノ事項ヲ記入シ之ヲ整理スベシ

國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ返納ヲ受ケタルトキハ當該證明書ニ記載セラレタル使用開始及解用ニ關スル事項又ハ異動事項ヲ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シ尙證明書ハ之ヲ一括保管スベシ

#### 第四款 使用開始報告

第二十四條 従業者ノ使用開始報告(手帳法施行令第十四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一、當該國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ直ニ登錄カード所定ノ異動欄ニ之ヲ登錄シタル上其ノ欄及國民勞務手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード表面堅書ノ從前ノ該當記事及國民勞務手帳三頁乃至五頁ノ從前ノ該當記事ニ<sup>(國)</sup>印ヲ押捺シ國民勞務手帳ヲ使用者ニ渡スコト

尙登錄カードノ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登錄カードニ「シグナル」ヲ

#### 附スルコト

二、他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ附表様式第一號ノ假登錄票ニ國民勞務手帳記載ノ記號番號、氏名及假登錄事項ヲ假登錄シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及國民勞務手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、國民勞務手帳三頁乃至五頁ノ從前ノ該當記事ニ<sup>(國)</sup>印ヲ押捺シ國民勞務手帳ヲ使用者ニ渡スコト

前段ノ副票ヲ前ニ登錄シタル國民職業指導所ニ送付シ登錄カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シタル上登錄カード及正票ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード表面堅書ノ從前ノ該當記事ニ<sup>(國)</sup>印ヲ押捺シ登錄カードハ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄「シグナル」ヲ附シ適當ナル配列中ニ含メルコト尙假登錄票(正票)ハ之ヲ一括保管スルコト

第二十五條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタル國民職業指導所ハ送付ヲ受ケタル假登錄票(副票)ニ登錄カード記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登錄カードヲ廻送シ、假登錄票(副票)ハ之ヲ一括保管スベシ

#### 第五款 解用報告及國民勞務手帳返還ニ關スル報告

第二十六條 従業者ノ解用報告(手帳法施行令第八條第三項前段及第十五條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 報告ニ基キ登録カード所定ノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及報告書ノ當該氏名ノ上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、報告書ハ之ヲ一括保管スルコト

二 國民勞務手帳ノ返還ヲ受ケザリシ從業者ニ付テハ其ノ者ノ氏名其ノ他ノ事項ヲ附表様式第三號ノ名簿ニ轉記シ尙正當ノ理由ナクシテ國民勞務手帳ヲ返還セザルモノト認ムルトキハ使用者ニ戒告スルコト

三 解用アリタル日ヨリ一月以内ニ使用開始報告、異動報告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄カード廻送ノ求メナキトキハ異動報告ヲ爲スコトヲ促シ登錄カードニヘ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ之ヲ前歴者ノ配列ニ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第二十七條 國民勞務手帳返還報告(手帳法施行令第八條第三項後段ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ前條第二號ニ規定スル名簿中當該從業者ノ氏名ヲ朱線ヲ以テ抹消シ所定ノ欄ニ國民勞務手帳返還ノ年月日及理由ヲ記入スペシ但シ從業者ノ解用報告アリタル後手帳法施行規則

第七條又ハ第八條ニ定ムル様式ニ依ル國民勞務手帳記載事項ノ異動報告アリタル者ニ付テハ當該國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ手帳法施行令第十二條第三號ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シタル事項ヲ國民勞務手帳ニ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、之ヲ返付スペシ

#### 第六款 國民勞務手帳記載事項ノ異動報告及死亡報告

第二十八條 國民勞務手帳記載事項ノ異動報告(手帳法施行令第十六條及第二十條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ第二十四條第一號ノ取扱ヲ爲スコト但シ手帳法施行規則第七條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於テハ登錄カード所定ノ異動欄及報告書ノ異動事項欄上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、報告書ハ之ヲ一括保管スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ第二十四條第一號ノ取扱ヲ爲スコト

三 他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付手帳法施行規則第七條ニ定ムル様式ニ依リ

報告アリタル場合ニ於テハ當該報告書ハ之ヲ其ノ儘從業者タリシ者ガ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業シタル地ヲ管轄スル國民職業指導所へ廻送スルコト

第二十九條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタル國民職業指導所ハ假登錄票(副票)及登錄カードニ付第二十五條ノ取扱ヲ爲スベシ

前條第三號又ハ第三十條但書ノ規定ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ異動報告書ノ廻送ヲ受ケタル國民職業指導所ハ其ノ報告ニ基キ前條第一號ノ取扱ヲ爲スベシ

第三十條 申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタル旨又ハ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタル旨ノ報告(手帳法施行令第二十一條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ登錄カード及國民勞務手帳ニ付第二十八條第一號又ハ第二號ノ取扱ヲ爲スペシ但シ他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付手帳法施行規則第八條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於ケル取扱ハ第二十八條第三號ニ依ルベシ

第三十一條 死亡報告(手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ登錄カード表面右肩及國民勞務手帳ノ表紙ニ「死亡」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所長印ヲ以テ契印シ登錄カード及國民勞務手帳ハ一括之ヲ保管(國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ勞

勵者年金保險法ニ依ル被保險者ナル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ハ之ヲ遺族ニ交付)スペシ但シ手帳法施行規則第九條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於ケル契印及報告書ノ保管ハ第二十八條第一號但書ノ取扱ニ依ルベシ

#### 第七款 國民勞務手帳ノ提出及返納

第三十二條 手帳法施行令第八條第四項ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ返還セザリシ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ當該手帳ノ記載事項ヲ審査シタル上第二十六條第二號ニ規定スル名簿中所定ノ欄ニ其ノ旨記入シ國民勞務手帳ハ之ヲ一括保管スベシ

手帳法施行令第八條第四項ノ規定ニ依ル期間經過スルモ從業者タリシ者ニ返還セザリシ國民勞務手帳ノ提出ナキトキハ使用者ニ戒告スベシ

第三十三條 前條ニ依リ受理シタル國民勞務手帳ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スペシ國民職業指導所長國民勞務手帳ヲ保管スル期間中ニ於テ從業者タリシ者ガ手帳法施行令第八條第一項第一號、第三號又ハ第四號ノ一二ニ該當スルニ至リタルトキ其ノ他從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スペキ事由ノ發生シタルトキハ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ交付ス

第三十四條 國民職業指導所長前條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ從業者タリシ者ニ交付スルトキヘ登録カード異動欄ノ記載事項ト國民勞務手帳ノ記載事項トヲ照合シ國民勞務手帳ニ記載ナキ事項アルトキヘ登録カードニ依リ之ヲ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ且第二十六條第二號ニ規定スル名簿中當該從業者タリシ者ノ氏名ヲ朱線ヲ以テ抹消シ所定ノ欄ニ國民勞務手帳交付ノ年月日及理由ヲ記入シタル上之ヲ交付スペシ

第三十五條 手帳法施行令第十一條ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ返還スルコト能ヘザリシ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキヘ當該手帳ノ記載事項ヲ審査シタル上附表様式第四號ノ名簿ニ從業者タリシ者ノ氏名其ノ他ノ事項ヲ記入シ國民勞務手帳ヘ之ヲ一括保管スペシ

第三十六條 手帳法施行令第十二條第一號ニ該當スル場合ニ於テハ地方長官又ハ國民職業指導所長ヘ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズベシ

地方長官又ハ國民職業指導所長前項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ其ノ提出ヲ受ケタルトキヘ遲滯ナク從業者タリシ者ニ之ヲ交付スペシ但シ地方長官從業者タリシ者ニ國民労務手帳ヲ交付スルトキハ其ノ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由シテ之ヲ

#### 爲スペシ

國民職業指導所長前項ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ交付スルトキヘ登録カード異動欄ノ記載事項ト國民勞務手帳ノ記載事項トヲ照合シ國民勞務手帳ニ記載ナキ事項アルトキヘ登録カードニ依リ之ヲ轉記シ國民職業指導所印ヲ以テ契印シタル上之ヲ爲スペシ

地方長官手帳法施行令第十二條第二號ニ該當スル事實アリト認メタルトキヘ國民職業指導所長ヲシテ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ゼシムベシ

國民職業指導所長手帳法施行令第十二條第二號ニ該當スル事實アリト認メタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指揮ヲ受ケタルトキヘ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ其ノ提出ヲ受ケタルトキヘ國民勞務手帳ニ記載セラレタル所定ノ事項以外ノ事項ヲ朱線ヲ以テ抹消シ其ノ個所ニ官印ヲ押捺シタル上國民勞務手帳ヲ返付スペシ

第三十七條 地方長官手帳法施行令第十三條第一號乃至第三號ノ一一該當スル事實アリト認メタルトキヘ國民職業指導所長ヲシテ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ゼシムベシ

國民職業指導所長手帳法施行令第十三條第一號乃至第三號ノ一一該當スル事實アリト認メタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ指揮ヲ受ケタルトキヘ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ其

ノ返納ヲ受ケタルトキハ左ノ通取扱フベシ

- 一 手帳法施行令第十三條第一號又ハ第一號ニ該當スル事實アリト認メタルニ因リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジタル場合ニ在リテハ登錄カード備考欄ニ其ノ旨記載シ登錄カード右肩及國民勞務手帳ノ表ニ「無效」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード及國民勞務手帳ハ一括之ヲ保管スルコト尙登錄ヲ爲シタル國民職業指導所ヲ異ニシテ手帳法施行令第十三條第二號ニ該當スル事實アルトキハ其ノ旨ヲ具シ登錄カードノ寫ヲ添附シテ前ニ登錄ヲ爲シタル國民職業指導所ニ通報スルコト
- 二 手帳法施行令第十三條第三號ニ該當スル事實アリト認メタルニ因リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジタル場合ニ在リテハ登錄カード備考欄ニ其ノ旨記載シ登錄カード及國民勞務手帳ニ付國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ非ザル者ニ就テ記載セラレタル事項ヲ朱線ヲ以テ抹消シ國民勞務手帳ノ表ニ「無效」印ヲ押捺シタル上國民勞務手帳ハ別ニ之ヲ保管スペシ
- 第三十八條 前二條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ジ其ノ提出又ハ返納ヲ受ケタルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ他ノ關係人ニ對シ嚴ニ戒告スペシ

#### 第八款 厚生省中央國民勞務手帳管理所トノ聯絡

- 第三十九條 國民職業指導所長國民勞務手帳ヲ交付シタルトキハ附表様式第五號ノ副カードニ依リ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ報告スペシ但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ報告ハ一週間毎ニ一括シテ之ヲ爲スキモノトス但シ一日ノ國民勞務手帳交付件數特ニ多數ニ上ル國民職業指導所ニ在リテハ成ルベク即日報告スペシ
- 第一項ノ報告ヲ爲ストキハ附表様式第六號ニ依ル報告簿ニ報告年月日及報告シタル登錄カードノ年數字及番號ヲ明ニスベシ
- 第四十條 副カードハ左ニ依リ之ヲ作成スペシ
  - 一所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱及登錄カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入スルコト
  - 二 登錄カードニ基キ所定ノ事項(表裏兩面)ヲ記入スルコト但シ※印ノ欄ニハ記入セザルコト
- 第四十一條 國民職業指導所長第三十九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル後副カード表面記入事項(氏名、本籍、職種、就業ノ場所)ニ異動ヲ生ジタルトキハ附表様式第七號ノ報告傳票ニ依

リ一週間毎ニ一括シテ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ之ヲ報告スベシ但シ一日ノ異動報告取扱件數特ニ多數ニ上ル國民職業指導所ニ在リテハ成ルベク即日報告スベシ

第四十二條 國民職業指導所長第三十九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一一該當スルニ至リタルトキハ附表様式第八號ニ依リ遲滯ナク厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ報告スベシ

- 一 使用者ヨリ手帳法施行令第八條第三項ノ規定ニ依ル報告アリタルトキ
- 二 第十三條ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ交付シタルトキ
- 三 第三十七條第二項第一號ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ其ノ返納ヲ受ケタルトキ

第四十三條 厚生省中央國民勞務手帳管理所ヨリ副カードノ廻付ニ依リ二重登錄アリタル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ左ノ通取扱フベシ

- 一 當該國民職業指導所ノ取扱ニ於テ二重登錄アルトキハ第三十七條第二項第一號ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ、返納アリタルトキハ登錄カード及國民勞務手帳ニ付同條同項同號ノ規定ニ依ル取扱ヲ爲スコト

- 二 登錄ヲ爲シタル國民職業指導所ヲ異ニシテ二重登錄アルトキハ前ニ登錄ヲ爲シタル國民職業指導所ニ照會シテ之ヲ確メタル後前號ニ準ジ取扱ヲ爲スコト
- 三 前二號ニ依ル取扱ヲアリタルトキハ遲滯ナク廻付ヲ受ケタル副カードノ表面摘要欄ニ其ノ處理ノ顛末ヲ記入シ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ送付スベシ

#### 第九款 樺太トノ聯絡(い)

- 一 當該國民勞務手帳ノ記載事項ニ基キ登錄カードヲ作成(便宜表面左側ニ手帳檢閱ノ年月日及檢閱ヲ爲シタル國民職業指導所長名ヲ記入)シ本人ニ付從業者ノ使用開始報告アリタルトキハ之ヲ所定ノ配列ニ含メルコト
- 二 樺太ニ於テ最後ニ登錄ヲ爲シタル樺太廳國民職業指導所ニ對シ附表様式第八號ノ一二ニ依リ通知ヲ爲スコト

第四十三條ノ三 國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者又ハ手帳法施行規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ樺太廳國民職業指導所長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閱ヲ受ケタル者ガ其ノ後樺太ニ居住又ハ就業ノ場所ヲ移シタルニ因リ樺太廳國民職業指導所長ヨリ其ノ旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ保管スル當該登錄カードニ「樺太轉出」ノ旨ヲ記載シタル「シグナル」ヲ附シ別ニ一括保管スペシ

第四十三條ノ四 國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者又ハ手帳法施行規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ樺太廳國民職業指導所長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閱ヲ受ケタル者ガ其ノ後樺太ニ居住又ハ就業ノ場所ヲ移シタル後再ビ内地ニ居住又ハ就業ノ場所ヲ移シタルニ因リ使用開始報告又ハ異動報告アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ一括保管シタル當該登錄カードニ付第二十四條第一號ノ取扱ヲ爲スコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ第二十四條第二號ノ取扱ヲ爲スコト

三 樺太ニ於テ最後ニ登錄ヲ爲シタル樺太廳國民職業指導所長ニ對シ附表様式第八號ノ一二ニ依リ通知ヲ爲スコト

### 第三章 國 民 登 錄

#### 第一款 一 般 申 告

第四十四條 一般申告(申告令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ記載事項ヲ仔細ニ審査シ誤謬ナキトキハ之ニ検印ヲ押捺シ職業能力申告票(以下申告票ト稱ス)ヲ其ノ儘登錄カードトシテ之ヲ保管スペシ記載事項ニ記載洩、不明ノ個所又ハ甚シキ誤記アルトキハ申告票ヲ申告義務者ニ返戻シ再提出ヲ求メ、汚損シタル申告票ハ之ヲ淨寫シ其ノ旨備考欄ニ記載シ汚損シタル申告票ハ別ニ之ヲ保管スペシ

第四十五條 登錄カードノ兩面ノ見出部各欄ニハ左記ノ要領ニ依リ所定事項ヲ記入スペシ  
一 番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字及各國民職業指導所毎ニ受付順ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ登錄カードト共通シタル通シ番號(毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト)ヲ附スルコト

例 東京國民職業指導所 東京 (16) 一〇〇二九

- 二 前歷欄ニハ申告票八ノ職業名中一年以上ノ經歷アルモノヲ摘記スルコト
- 三 前歷技能欄中「申」ニハ前號ノ職業ニ付申告票八ノ技能程度ヲ摘記スルコト

四 氏名欄ニハ申告票一ノ氏名ヲ記入スルコト

五 生年月欄ニハ申告票一ノ年月(日ヲ除ク)ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」、「大正」ハ「大」、「昭和」ハ「昭」ト略記スルコト

第四十六條 申告令施行規則第七條ノ規定ニ依リ交付スル職業能力申告手帳(以下申告手帳ト稱ス)ハ要申告者ガ被用者ナル場合ハ之ヲ使用者ニ渡スペシ

使用者被用者ノ使用ヲ野メタルトキハ國民職業指導所長ハ使用者ヲシテ當該申告手帳ニ其ノ旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ記名捺印ノ上要申告者ニ之ヲ交付セシムベシ

前項ノ場合使用者正當ノ事由ナクシテ申告手帳ヲ要申告者ニ交付セザルトキハ國民職業指導所長ハ當該申告手帳ノ返還ヲ命ジ要申告者ニ之ヲ交付スペシ

第四十七條 登錄カードハ現職者及前歴者ニ付テハ第十六條ノ規定ニ依ル國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ登錄カードノ配列中ニ之ヲ含メ其ノ他ノ者ニ付左ノ區別及順位ニ依リ之ヲカ

#### ード函ニ格納スベシ

一 就業ノ場所ニ基キ左ノ如ク區別スルコト

##### (一) 官廳

(1) 指定官廳(又ハ其ノ支所別)

(2) 指定官廳以外ノ官廳(又ハ其ノ支所別)

##### (二) 其ノ他

二 學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ検定、試験若ハ免許者ノ區別ニ基キ左ノ如ク配列スルコト

##### (一) 學校卒業者

學校卒業者ニシテ現職者又ハ前歴者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ舍メルコト

(1) 指定學科別ノ順位ニ配列スルコト

(2) 學校程度別及學校別ニ配列スルコト

(3) 年齡別ニ配列スルコト

(4) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

## (二) 技能者養成施設修了者

技能養成施設修了者ニシテ現職者、前歴者又ハ學校卒業者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ

含メルコト

## (1) 指定養成施設別ニ配列スルコト

修了課目別ニ依リ成ルベク指定職業別ノ順位ニ配列スルコト

## (2) 年齢別ニ配列スルコト

## (3) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

## (4) 檢定、試験又ハ免許者

検定、試験又ハ免許者ニシテ現職者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

## (1) 指定ノ検定、試験又ハ免許別ノ順位ニ配列スルコト

## (2) 年齢別ニ配列スルコト

## (3) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

## 第四十八條 一般申告アリタル場合ニ於テ異動申告ヲ爲スペキモノト認メラルトキハ申告義

務者ニ對シ異動申告ヲ爲スペキ旨注意ヲ與フベシ

## 第二款 異動申告

## 第四十九條 異動申告(申告令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ直ニ登録カードノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード及申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ(印ヲ押捺シ申告手帳ヲ申告義務者(要申告者が被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙必要アルトキハ登録カードノ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ第二十四條第二號ニ定ムル假登錄票ニ手帳記載ノ通シ番號、氏名及假登錄事項ヲ假登錄シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード及申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ(印ヲ押捺シ申告手帳ヲ申告義務者(要申告者が被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

前段ノ副票ヲ要申告者ヲ前ニ登録シタル國民職業指導所ニ送付シ登録カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル上登録カード及正票ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カードノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ適當ナル配列ヲ爲シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト尙假登録票(正票)ハ之ヲ一括保管スルコト

第五十條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ送付ヲ受ケタル假登録票(副票)ニ登録カードノ記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登録カードヲ廻送シ假登録票(副票)ハ之ヲ一括保管スペシ

第五十一條 異動申告(申告令第六條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ登録カードノ表面右肩ノ「令第十一條該當」印ヲ抹消シ其ノ側及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カードハ之ヲ第十六條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル配列中ニ舍メルコト尙申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申者告ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

## 二

他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ第四十九條第二號ニ依リ作成スル假登録票ノ假登録事項欄ニ申告令第六條第二項該當者ナル旨ヲ記入シ、申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙登録カードノ廻送ヲ受ケタルトキハ當該登録カードニ付前號ノ取扱ヲ爲ズコト

### 第三款 失格申告

第五十二條 失格申告(申告令第六條第一項第一號ノ申告)アリタルトキハ登録カード表面右肩及申告手帳ノ表紙ニ「失格」印ヲ押捺シタル上其ノ欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スペシ

## 第五十三條

失格申告ヲ受ケザルトキト雖モ年數經過ト共ニ要申告者タラザルニ至リタル者ニ付テハ毎月末現在ニ於テ調査シ申告ヲ促シ、申告手帳ノ返還ヲ求メ、申告及返還アリタルトキハ其ノ登録カード及申告手帳ニ付前條ノ規定ニ準ジ取扱フベシ

申告及返還ナキトキハ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一括保管スペシ

第五十四條 申告令第十一條該當申告(申告令第六條第一項第一號ノ申告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 登録カードの表面右肩ニ「令第十二條該當」印ヲ押捺シ、其ノ側及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カードハ一括之ヲ保管スルコト

二 申告手帳ヲ申告義務者ニ渡スコト

#### 第四款 解用報告及死亡報告

第五十五條 解用報告(申告令施行規則第四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 登録カードノ所定ノ異動欄(就業ノ場所)ニ其ノ旨登録シタル上其ノ欄及報告書ノ當該氏名ノ上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ報告書ハ一括之ヲ保管スルコト  
二 解用アリタル日ヨリ一月以内ニ異動申告、失格申告又ヘ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カード廻送ノ求メナキトキハ其ノ要申告者ガ失格者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ヘ検定、試験若ヘ免許者ニ該當スルモノト認メラル場合ハ申告ヲ爲スコトヲ促シ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一應夫々ノ該當者トシテ取扱ヒ其ノ配列ヲ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第五十六條 死亡報告(申告令施行規則第五條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ登録カードノ表面右肩及申告手帳ノ表紙ニ「死」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

#### 第五款 職業能力申告手帳ノ作成

第五十七條 一般申告アリタルトキハ申告手帳ヲ左ニ依リ作成スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱竝ニ登録カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入シ要申告者名ヲ明記スルコト  
二 登録カードニ基キ所定ノ欄ニ記入スルコト  
三 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト  
第五十八條 申告手帳再交付ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ガ申告令施行規則第八條ニ定ムル要件ヲ具備スルモノナリヤ否ヤヲ審査シ再交付ヲ爲スベキモノト認メラルトキハ左ニ依リ作成シ之ヲ交付スベシ  
一 裏表紙所定ノ欄ニ付テハ前條第一號ニ依リ記入スルコト  
二 所定ノ欄ニ付テハカードノ記載事項ニ基キ記入スルコト

三 再交付ノ年月日ヲ記入シ國民職業指導所長ノ職名及其ノ官印ヲ押捺スルコト

四 申告手帳ノ裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト

五 登録カードノ備考欄ニ再交付ノ印ヲ押捺シ且日附ヲ明示スルコト

#### 第四章 青壯年國民登録

##### 第一款 青壯年國民登録票用紙ノ交付(は)

第五十九條 國民職業指導所長ハ九月二十一日(昭和十五年ニ限リ十月二十一日)迄ニ一般職業能力申告票用紙(以下申告票用紙ト稱ス)ヲ市町村長ニ交付スペシ

第六十條 市町村長登録票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ九月末日(昭和十五年ニ限リ十月末日)迄ニ要申告者ニ之ヲ配付セシムベシ(は)

第六十一條 市町村長ヘ附表様式第九號ニ依ル登録票受拂簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスペシ(は)

第六十二條 國民職業指導所長要申告者ヨリ登録票用紙ノ交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ市町村長ヲ經由シテ之ヲ交付スペシ(は)

第六十三條 勞務動態調査員ハ附表様式第十號ニ依リ登録票用紙ヲ交付シタル要申告者ノ連名表ヲ作成スペシ(は)

##### 第二款 一般職業能力申告票ノ蒐集及提出

第六十四條 勞務動態調査員ハ申告期限迄ニ擔當區域内ノ要申告者ニ就キ申告者ヲ蒐集スペシ  
勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ登録票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ登録票及登録濟證ヲ對照シ  
其ノ記載事項ニ脱漏又ヘ誤謬ナキヲ確認シタル後検印及割印ヲ押捺シタル上登録濟證ヲ切取  
リ之ヲ要申告者ニ交付スペシ(は)

第六十五條 勞務動態調査員ハ登録票ヲ提出シタル者ニ就キ第六十三條ノ連名表中當該要申告者ノ氏名ノ下ニ記號ヲ附スペシ(は)

第六十六條 勞務動態調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ蒐集シタル登録票ヲ一括シテ連名表ト共ニ直ニ市町村長ニ之ヲ提出スペシ(は)

第六十七條 市町村長國民職業指導所長ニ登録票ノ提出ヲ爲スニ當リテハ附表様式第十一號ニ依ル送致目錄ヲ添附スペシ(は)

市町村長ハ連名表ヲ翌年ノ登録期限迄保管スペシ

第六十八條 市町村長ハ登録票用紙ノ配付及申告票ノ蒐集ニ付部落會長ヲシテ勞務動態調査員ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得(は)

第三款 青壯年國民登錄票ノ分類及集計

第六十九條 國民職業指導所長登錄票ヲ受理シタルトキハ之ニ第七十條第三號ノ職業分類名及勞務動態調査事務取扱規程第二十一條ノ産業大分類名、産業中分類名（但シ「十勞務供給業」、「42勞務供給業」ヲ削リ勞務供給業ニ該當スルモノハ之ヲ「五商業」「32媒介周旋業」ニ含メ、「十無業」「42無職業」ヲ加フ）ヲ記入スペシ（は）

第七十條 國民職業指導所長 登錄票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年登錄票ヲ受理スル迄之ヲ保管スペシ（は）

- 一 男子及女子ノ別
- 二 居住地（郡、市、區）別
- 三 產業大分類及產業中分類
- 四 要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ左ノ職業分類別
  - (一) 事務從業者
  - (二) 技術職員
  - (三) 一般労務者

五年齡別

第七十一條 國民職業指導所長ハ登錄票ヲ附表様式第十二號ニ依リ集計シ申告期限後二十日以内ニ之ヲ地方長官ニ報告スペシ（は）

前項ノ集計表ハ之ヲ二通調製シ内一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ地方長官ニ提出スペシ

第七十二條 地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ國民職業指導所別集計ヲ總括集計ノ上附表様式第十二號ニ依リ申告期限後三十日以内ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スペシ

第五章 補則

第七十三條 本規程中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

官廳被用者及技能検査ニ關スル取扱竝ニ附表様式等ニ付テハ別ニ之ヲ定ム  
昭和十四年一月厚生省訓令第一號國民登錄事務取扱規定ハ之ヲ廢止ス